

平成 3 0 年

建設委員会会議録

と き 平成30年4月16日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年4月16日（月） 午後1時00分～午後4時32分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 いながわ 貴之 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 新妻 さえ子 君 委員 安藤 たい作 君
委員 西本 貴子 君 委員 筒井 ようすけ 君

出席説明員 中村都市環境部長 鈴木都市計画課長
森住宅課長 高梨木密整備推進課長
稲田都市開発課長 東野まちづくり立体化担当課長
長尾建築課長 小林環境課長
工藤品川区清掃事務所長 藤田防災まちづくり部長
曾田災害対策担当部長 今井土木管理課長
兼危機管理担当部長
古郡交通安全担当課長 多並道路課長
兼用地担当課長
溝口公園課長 持田河川下水道課長
古巻防災課長 富澤災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、報告事項およびその他を予定しております。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 幹部職員の異動について

○たけうち委員長

初めに、予定表1の幹部職員の異動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中村都市環境部長

それでは、幹部職員の異動のうち、私から、都市環境部の幹部職員の異動について報告をさせていただきます。

まず、私、中村でございますが、4月1日付で都市環境部長の任につきました。これまで同様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、同じく4月1日付で異動になりました職員について紹介をさせていただきます。

まずは、都市計画課長の鈴木でございます。

○鈴木都市計画課長

都市計画課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村都市環境部長

次に、住宅課長の森でございます。

○森住宅課長

住宅課長の森と申します。よろしくお願いいたします。

○中村都市環境部長

最後に、建築課長の長尾でございます。

○長尾建築課長

建築課長の長尾でございます。よろしくお願いいたします。

○中村都市環境部長

なお、その他のメンバーにつきましては変更はなく、以上の体制で都市環境部として取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田防災まちづくり部長

続きまして、防災まちづくり部の幹部職員の異動について報告をさせていただきます。お手元の幹部職員の異動の資料の1ページにございますが、下から3段目、私、藤田でございますが、防災まちづくり部長を命ぜられました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

資料ですけれども、おめくりいただきまして、3ページの転入の欄でございます。交通安全担当課長の古郡でございます。

○古郡交通安全担当課長

古郡でございます。よろしくお願いいたします。

○藤田防災まちづくり部長

次に、名称の変更でございますが、資料をお戻りいただきまして、2ページの下から4段目でございます。担当として、国民保護の観点も含まれることになったことに伴いまして、これまでの防災安全担当課長から災害対策担当課長と名称が変更になってございます。

○富澤災害対策担当課長

富澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤田防災まちづくり部長

その他のメンバーにつきましては、変更はございません。

以上の体制で、平成30年度、都市環境部、それから防災まちづくり部として取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○たけうち委員長

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

2 報告事項

(1) 「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条に基づく許可基準」について

○たけうち委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条に基づく許可基準」についてを議題に供します。本件について、理事者よりご説明願います。

○長尾建築課長

それでは、「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条に基づく許可基準」について報告いたします。配付資料は4種類ございます。1つ目が1枚目にあります概要説明資料、2つ目が2枚目でございます別紙1の許可基準、3つ目が別紙2の安全対策に関する技術的基準、そして最後、4つ目は、許可基準の内容を図で例示した参考資料となっております。

それでは、配付資料の1枚目、概要資料をご覧ください。1、目的です。この基準は、建築基準法の用途規制に適合しないドライクリーニング工場について、建築基準法第48条に基づく許可基準を定め、この基準を活用することにより、ドライクリーニング工場の安全対策を進め、用途地域における的確な安全確保を図るために策定いたしました。

次に、この許可基準を策定するに至った経緯ですが、平成22年に実施された国の調査により、建築基準法の用途規制に適合しないドライクリーニング工場が全国で判明いたしました。その原因は、ドライクリーニングに使用していた溶剤を、非引火性のものから引火性のものへ変更したことによるものでした。この状況を受けまして、国土交通省から、法に適合しない状態の解消に向けた技術的助言が発出され、その中で、建築基準法第48条に基づく許可の積極的な活用が求められ、同時に安全確保に係る基準も示されました。

次に、3、用途規制についてをご覧ください。ドライクリーニング工場に対する建築基準法上の用途規制を表で示しております。表の一番上の行、字が少し小さいのですが、一番上の行にありますとおり、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場は、準工業地域や工業地域といった工業系の用途地域では

建築できる用途になっております。しかし、近隣商業地域や商業地域といった商業系の用途地域と、第一種住居地域などの住居系の用途地域では、建築できない用途になっております。

また、表の2行目以降にあります。引火性溶剤を用いないドライクリーニング工場の場合は、作業場の床面積、ここで言います作業場とは、洗濯、乾燥や仕上げ作業を行う場所を指しております。こちらの作業場の床面積の規模に応じて建築できることとなっております。例えば、表の3行目にあるとおり、商業地域と近隣商業地域であれば、作業場の床面積が150㎡以下であれば建築できます。ただし、特定行政庁が個別に当該用途地域における環境を害するおそれがないなどと認めて許可した場合には、建築可能とする規定が建築基準法第48条にあります。この許可を行うための基準が、今回報告するものとなっております。

次に、4、許可基準の内容についてをご覧ください。対象とする用途地域は、商業地域と近隣商業地域、対象とする建物は、既存の工場の是正と建替えのみとし、新築は許可の対象外となっております。基準内容は、引火性溶剤による火災危険性を除去するための内容として、国土交通省から示された技術的基準、添付しております別紙2になりますが、こちらの基準を基本として策定しております。項目としては、引火性溶剤の保管方法、洗濯機や乾燥機の安全対策、作業場の防火措置、日常的な安全管理対策、作業場の床面積制限などとなっております。

最後に、5、運用開始の時期は、平成30年4月20日です。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

大体この区内で、こうした安全基準ができたことで、影響するお店というのはどれぐらいなのかを教えてくださいというのが1点です。

それと、特定行政庁が個別に許可した場合は立地可能ということなので、その特定行政庁というのが品川区に当たっていて、今回その基準をつくったということによろしいのかというのが2点目です。

あと、運用開始が4月20日ということですが、どのようにこういった基準というのを周知しているのか、伺いたいと思います。

○長尾建築課長

まず、品川区におきます該当するドライクリーニング店舗の件数でございますが、商業系の用途地域に該当する店舗としましては、29件ございます。

2つ目のご質問ですが、特定行政庁は品川区長になりますが、区長が区長名で許可を出すにあたりまして、こちらの許可基準に基づきまして、許可をすることとなります。

あと、周知の方法についてですが、今回の基準を定める過程の中でも、ドライクリーニング工場に関する協会がございまして、そちらの協会にも、この許可基準の内容についてヒアリングをしながら行っている部分もございます。今後、この協会を通じて、各店舗への許可基準に関する周知というものを図ってまいりたいと考えております。

○安藤委員

29件が商業系の地域でということですが、そういったところは今回、安全基準を満たさなくてはいけなくなるということで、大体ほとんどが新たな対策といいますか、基準内容を満たすための新たな措置が必要になるということなのでしょうか。そこら辺の実態等をお伺いしたいと思います。

引火性溶剤を用いない、非引火性溶剤を使っているというところは、かなりあるのですかというの

を2点目にお伺いします。

○長尾建築課長

ドライクリーニング工場を営んでいるところにつきまして、その実態についてですけれども、今回定めた基準と現状の状態がどのぐらい隔たりがあるかというところは、個別のお話になりますので、個別に建物所有者の方からのご相談を受けながら、これから確認していく部分になってきますので、現時点では隔たりがどの程度であるかというところを統計的には把握しておりません。

あと、非引火性溶剤を使用している店舗につきましては、今回の許可対象にしております商業系の用途地域内でいいますと、ございません。全て引火性溶剤を用いているドライクリーニング工場ということになっております。

○安藤委員

今回、協会にもヒアリングしながらつくってきたということで、協会を通じて周知をしていくということですが、いろいろ実態も、現時点でも把握はこれからというところもあるので、周知を進める中で、区としても実態をつかんでいただいて、いろいろな要望が出てくると思うのですが、しっかりそれを踏まえて、必要であれば可能な対策なども検討していただければと思います。結構大変だと思いますけれども、これは要望です。

それと、現時点で協会などにヒアリング等をする中で、何か協会から要望ですとか、悩みですとか、声とかがあったらご紹介いただければと思います。

○長尾建築課長

協会にお話ししている中では、こちらの許可基準の春の段階で、いろいろと具体的なところを聞いていってはいるのですが、一つ一つの基準に対しては、守っていくべきものであり、過剰な許可要件に当たっているという話は、特には出ていない状況でした。

○たけうち委員長

ほかにご質疑はありますか。

○西本委員

品川区の現状を知りたいのですが、今、協会を通してということで、実態がどうであるのかということが、まだ確認されていない状況だということです。不思議なのが、これは平成22年に問題が判明したということで、技術的助言というのが国土交通省から平成22年に出されたということですから、今年が平成30年度で8年間かかっているわけです。その8年間の中で、多分協会としては、何か出てきたぞというのは当然わかっているはずだと思うのです。

その中で、動きは全くなかったのか。当然ながら、29件と申しますが、29件にどういう影響が出てくるのか、もしかしたら閉鎖しなければいけないということも出てくるかもしれないという危機感というのは、多分あるのだと思うのです。品川区はしっかりととされているので、29件、いろいろな差はあるにせよ、問題はないので、あまり大きな問題と捉えずにということなのか、現状がよく見えないのですが、その辺はいかがですか。

○長尾建築課長

こちらの29件の把握につきましては、ドライクリーニング工場の届出を保健所で受けておまして、そちらで受けている届出のデータをもとにして、まず確認しております。そちらの中で、引火性溶剤を使っているのか、非引火性溶剤を使っているのか、あとは、届け出の中での施設の規模というところは書かれておりますので、そういったところで概要は把握しております。

今回の許可基準を策定するにあたりましては、国土交通省から出ている技術的助言の中でも、火災に関する危険性を減らして、できるだけ現状経営されているドライクリーニング工場について、閉鎖という選択肢ではなくて、できる限りの対策をとって継続ができるようなところを目指して、技術的助言が出ておりますので、きちんと今回の許可基準で、基準からも最初の段階で漏れるようなことがないように、そういったところの調整というのは、保健所でのデータ確認や協会でのヒアリングなどを通じて確認しておりますので、一定程度の是正措置等とはっていただくことになるかと思いますが、そういったことを経て、営業としては継続できるようなところを見込んでおります。

あと、2つ目ですけれども、国土交通省からの技術的助言につきましては、平成22年度に出しております。これまで具体的なご相談というのがない状況があったのですけれども、昨年度、具体的なご相談をいただきまして、そちらを受けて、今回の許可基準の策定を決定するに至っている状況です。

○西本委員

要は、把握しているというのが、保健所等の申請に基づいて、29件あると。1つは、29件というのと協会が把握している実態というのは、リンクされていることなのでしょうか。その調整はきちんとされているのか。

それと、問題があったから今回ということなのですが、これは平成22年度に問題があって、助言があってということであるならば、担当は違っているとは思いますがけれども、むしろこちらから協会にも、こういうのがあるのだけれども品川区の実態はどうでしょうかと調査をかけるとか、何らかの手ではできたのではないかと思うのです。

それと、影響があまりない、営業が存続できるようにと言いつつも、施設を変えなければいけないということになれば、当然ながらお金がかかってくるわけです。そうすると当然、どうしようという話になるところもあるかもしれないということです。その金額の多さによっては、存続が難しくなる可能性もあると思うのですけれども、その辺の区への対応は考えられているのでしょうか。助成金も何もないけれども、これで決まっているので整備していただきになってしまうのか、その辺の調整というのは、どういう流れでやっていこうとされているのでしょうか。

○長尾建築課長

まず、協会と保健所でも、持っている情報の整合性ということにつきましては、協会ですべてのドライクリーニング工場の統計的なデータを持っているところまでは、把握はこちらでは確認できておりません。ただ、保健所で、品川区内でドライクリーニング工場を営業する場合は届出を行うとなっておりますので、そちらのデータを、今回の許可基準を策定するにあたって、一定程度共有したということが実態でございます。

工場の是正等を行うにあたっての支援の部分につきましては、現時点では区として何か支援、助成金であるとか、そういったところをやるという予定はございません。今後、具体的なご相談を受ける中で、主眼としましては、この許可基準を守っていただくというところはあるのですけれども、引火性溶剤を使っていることに関して、懸念される火災の危険性ということをできるだけ除去したいということが主眼ですので、そこに向けて、個別のご相談で状況もお聞きしながら、1件1件対応していきたいと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。もう少し早く対応すべきところもあったのかなと思うのです。危険なところもあるので、調査をかけて、どういう状況になっているのかということのも当然、区としての仕事の範疇だ

と思うのです。それに対して、もちろん個別対応になってくると思うのですけれども、その中で、どういう支援ができるのか。本来は当たり前の話なので、自分たちでやってくださいという内容のものだと思います。でも、そこは支援できる場所があればという模索の中で、今後検討を進めていただきたい。少なくとも、早く品川区の現状を調べて、報告していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○大沢委員

今、西本委員のお話の中で、工場移転は費用がかかる。その他の溶剤を変えるとか、あとは大手のクリーニングチェーンに委託をしてしまうというのは、仮に基準にそぐわなくなった場合、廃業するわけにいかない場合は、そういう2つ、ほかの方法も考えられるのですけれども、この2つの方法というのは、ほかの課、保健所とか、そこの部分でどのような話を、4月30日、これからですけれども、どのような対応というか横の連携をとられているのか、お伺いしたい。

やはりクリーニング店にとっては、かつての湾岸戦争のときに原油が上がって、ビニール製品、クリーニングを包むビニールとか、プラスチックのハンガーがすごく値が上がってしまって、非常に利幅を圧迫して経営が大変だったという時代がありました。今は比較的落ちついてはいるものの、このような、また1つの問題というか、払拭しなければいけない課題。そうではなくても、個店というのをご存じのように、営業力といますか、資本が少ないものですから、ちょっとしたことですぐに影響を及ぼしてしまうので、建替えとかそういう部分に関しては、今のところ支援の策は持っていないということなのですけれども、今後それも視野に入れて考えなければいけないような状況も、29件のうち何件かはあると思うのですけれども、その件の対応については、ビジョンというか考え方を聞かせてください。2点です。

○長尾建築課長

まず、1つ目の他課との連携のところにつきましては、現在、保健所と環境課と連携を行いながら、現在に至っております。保健所につきましては、ドライクリーニング工場の届出のところがございまして、情報の共有というところで今まで動いておりました。環境課につきましては、非引火性溶剤を使っていた場合に、土壤汚染の可能性がございまして、そういった観点から、今回の許可基準策定にあたっては連携を図っておりました。

先ほど溶剤を変えるというところのお話もありましたが、非引火性溶剤につきましては、土壤汚染の問題であるとか、環境上よくない材料であるというところがありますので、環境の観点からいいますと、引火性溶剤を使うというところが望ましいという流れがございまして、そういったところもありますので、そこも踏まえて、あとは工場を併設した店舗ではなくて、クリーニング自体を外注するといいますか、ほかの工場へ委託するというところも確かにあるかとは思いますが、個別の相談を受ける中で、そういった部分も含めてご相談を受けていくことになるかと考えております。

今後の対応につきましては、今回決めました許可基準の内容について、安全管理上のソフト的な対策の部分もあれば、一定程度の設備の仕様を定めた部分もございまして、そういったところを、実際に許可をするにあたって個別のご相談を受ける中で、どういったお声があるのかというのを伺いながら、今後の支援については検討してまいりたいと思います。

○大沢委員

まちのクリーニング店というのは、委託をするクリーニング店、取り次ぎをするクリーニング店ではなくて、ご自身が職人としての誇りを持ってやっている方はたくさんいると思うので、いろいろな防災上の観点から確かに重要なことかもしれないですけれども、個店を保護するという意識も十分に持っていて、基準設定後の取扱いをお願いしたいと思います。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○いながわ副委員長

目的のところで、建築基準法の第48条に基づく許可によって、今までドライクリーニング店というのは許可を得ていたわけであって、非引火性の溶剤から引火性の溶剤に変わったことによって、第48条に基づく許可で本来であったらできていたのだけれども、許可は出されているのだけれども、溶剤を変えたことによって、本来は許可が出ないところで許可を得てやられていて、今回はその第48条に基づく許可の基準を定めるということが趣旨なわけです。

そうなってくると、この29件が該当という言い方は、先ほど安藤委員からもあって、該当なのか、たしか「影響する店舗」と質問して、答えが「該当する店舗」と言われたのですけれども、該当というのは、品川区では近隣商業地域とか商業地域で営まれているのが29件あって、それで影響を受ける店舗が大体どれぐらいあるのですかという聞き方のほうがいいのか。その辺を教えていただきたい。

○長尾建築課長

まず、1つ目の部分ですけれども、配付資料の1枚目の3番、用途規制についての表の3段目のところをご覧いただきたいのですが、非引火性溶剤を用いたドライクリーニング工場につきましては、商業地域・近隣商業地域であれば、作業場の床面積が150㎡以下であれば建築できることになっております。この場合は、特に許可は必要ございません。

ただ、今回の該当するドライクリーニング工場につきましては、溶剤を非引火性から引火性溶剤に変えたことによって、表でいいますと一番上の段の建物用途に該当することになったと。それに伴いまして、一番上の段ですと、商業地域・近隣商業地域では、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場は建築できない用途ということになっておりますので、そちらを今回の基準に基づいて許可していくという内容になっております。

2つ目につきましては、近隣商業地域・商業地域で営業されているドライクリーニング工場が29件ありますので、今回の許可基準によって影響を受けるといいますか、関係する建物としては29件ありますということで、該当という言葉を使わせていただきました。

○いながわ副委員長

ということは、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場としては、近隣商業地域だろうが商業地域だろうが、それを用いると営業ができません、許可をすることはできませんけれども、今まで引火性ではなくて、普通の非引火性であれば、ここにある150㎡以下であれば、許可云々ではなく、保健所に対して、こういうクリーニング店をオープンしますという申請だけで、営業ができていたということだと思えるのですけれども、そうすると今回は、それを緩和するような感じで、非引火性から引火性に変えた店舗であって、本来はだめだけれども、150㎡以下であれば、ある基準を満たしてくれば、そのまま営業してもいいということではないのか。

今、うなずかれていますので、そうだと思うのですけれども、であるのであれば、先ほど来、地域のクリーニング店は結構しっかりやられている方も多いので、そんなに利益的に、どこかに委託するとかで

はなく、本当に地場でやられている方というのは、どれだけ売上げが上がっているかというのは、こんな安くクリーニングをやってくれるのですかという感覚でしかないので、費用面で、基準をクリアするためのいろいろと分離をしなければいけない、換気施設をつくらなければいけないなどと急に言われても、なかなか費用が捻出できないケースも多いと思うのです。

それは先ほどの答弁の中で、個別にいろいろ相談に乗りますということなのですからけれども、個別に相談に乗って、ではお金を出しますということはありませんわけであって、それは何かしら品川区として、予算をしっかりとつけてバックアップしていただいて、折り目正しい営業をしていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○長尾建築課長

具体的な許可基準を書いておりますのが別紙1で、それに付随する資料が別紙2ということで出させていただきます。この中でいいますと、作業場の天井とか壁の仕上げを準不燃材料以上にしてくださいと、一定程度建物に直接かかわる部分もありますけれども、その辺は既存の、今現在営業されている工場の状況というのが、それぞれ個別に異なっている部分もありますので、現時点でそういった発生する可能性のある費用に対しての助成等というところは、具体的には考えていないので、これから個別にいろいろ許可のご相談をいただくところの内容も踏まえながら、助成に限ってという話ではないのですけれども、必要な助言、アドバイスであったり、協力というところは個別に検討して、できる限り、今経営されている工場を継続していくというところに向けて、また、火災の危険性をできる限り少なくしながらというところの国からの技術的助言の趣旨も踏まえて、個別にご相談に応じていきたいと考えております。

○いながわ副委員長

地域にクリーニング店があって、そのクリーニング店、個店の集合体というか、たしかクリーニングの協同組合みたいなものがあつたと思うのですけれども、そういうところが一番、地域でどこで誰がやっているかというのを、しっかり把握されているのが組合だと思います。品川区は品川区で、保健所に登録してあるのを調べればよいと思うのですけれども、そういった団体があるのであれば、団体としっかり連携をして、スムーズに物事が進むように、いろいろやっていただく。

あと、補助金のあり方、助成金のあり方についても、個別に助成するのも、しっかり相談に乗るのもいいと思うのですけれども、それがまた協同組合が何もわかっていないと、整合性が全部ばらばらの情報になってしまうので、そこはしっかり連携をとって、スムーズに継続的に地域でクリーニングのお仕事ができるようなステージを、品川区としてしっかりつくっていただきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかはよろしいですか。

○安藤委員

該当する店舗にとっては重要な内容だと、改めて質疑を通して実感したのですけれども、今回、基準ということなのですが、これが条例とかでないのはなぜなのかとかいうか、要綱とか基準とか条例とかがあると思うのですけれども、結構、条例に匹敵するような大きな影響があるのではないかと思いますので、なぜ基準なのかというのを1点お伺いしたい。

それと、質疑の中で、今回、平成22年に既に助言が発出されていたのですけれども、具体的な相談があつて、基準の検討に至ったというお話がありましたが、どんな相談だったのかとかいうのを、話せる範囲でいいのですけれども、教えていただければと思います。

○長尾建築課長

こちらの基準につきましては、建築基準法に基づく許可ということで、第48条以外にも、特定行政庁による許可を出している案件というのは、同様に基準というものを定めて行っているところがございます。個々に条例を定めてというところでは許可は行っておりませんので、今回も基準ということで定めてスタートするものです。

個別のご相談につきましては、もともと相談をされていた方につきましては、東京都の補助金をもらう上で、こちらの許可を受ける必要があるというところがもともとのスタートでした。ただ、都の補助金につきましては、平成29年度末で終了しているところがありますので、補助金を受けるためというところでの必要性はなくなったのですが、建物の所有者の方が、補助金の話はなくなったとしても、適正な状態にしたいという意向をお持ちでしたので、引き続きご相談を現在も受けているところとなっております。

○安藤委員

最後になりますけれども、そういうきっかけで基準をつくるということで、変な話、今回そういう基準がつくられなければ、現状のままで、ずっと29件というのは営業できていくということだったのでしょうか。そこをお伺いします。

○長尾建築課長

経営としては、建築基準法の許可の有無と、工場を継続していくということと、直接的にはリンクはしないのですけれども、今回の許可基準の策定もありましたので、これを受けて、関係するドライクリーニング工場につきましては、できる限り個別に相談をしながら、適正な建物の使われ方を指導といえますか、助言していきたいと考えております。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

では、ほかはないようですので、以上で、本件を終了いたします。

(2) 平成30年度サマーluckキャンペーンの実施について

○たけうち委員長

次に、平成30年度サマーluckキャンペーンの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林環境課長

私からは、平成30年度サマーluckキャンペーンの実施についてご報告をいたします。

まず、目的の1番でございます。電力需要が増大する夏季期間におきまして、国や都と連携いたしまして、区が率先して省エネルギー行動を実施することで、区民や事業者に省エネ等の取組みを促すことを目的としており、今年度も昨年度に引き続き実施するものでございます。

次の2、実施内容についてですが、大きく3点でございます。1つ目は、省エネルギー対策を推進するために、庁内等の室温を原則として28度となるよう運転を実施いたします。2つ目は、上着を脱いでネクタイを外すなど、軽装になって執務を行います。3つ目は、区民および区内事業者に省エネ・節電対策への行動について協力要請をいたします。

次に3、実施期間でございますが、平成30年5月1日火曜日から、10月31日水曜日まででございます。あわせて、昨年度から実施しております軽装にて執務を行うことに対する意識の強化期間とし

まして、スーパーサマーluckキャンペーンにつきましても、今年度も引き続き実施をいたします。期間は、大暑であります7月23日から、処暑であります8月23日までの期間とし、当該期間中は職員の軽装に関する区民の方の理解を得るために、各所管窓口にてミニのぼり旗の設置をいたします。

次に4番、区民の方への周知、5番、事業所への協力要請につきましても、記載のとおりでございます。

なお、今年度のパンフレットにつきましても、作成が完了次第、後日事務局を通じて委員の皆様にご配付をいたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○横山委員

スーパーサマーluckキャンペーンについてなのですけれども、去年は環境課でしたか、ポロシャツということで、職員の方の提案制度によりご提案があったということで、実施をさせていただいていたかと思えます。この提案はどのような提案だったのかということと、昨年を通しての職員の方、実際実施された方ですとか、また区民の方のご意見、反応とか、そのあたり、何かありましたらお聞かせください。

また、今年度に関しましては、ポロシャツでのということではなく、所管にミニのぼり旗を設置するというのが、スーパーサマーluckキャンペーンとして行うという内容で変更されるということなのでしょうか。その2点をお願いいたします。

○小林環境課長

スーパーサマーluckの件のご質問でございます。もともとは環境課でポロシャツを着用して、軽装に対する意識づけを高めるというところから、職員提案制度によって採用されたものでございます。昨年度につきましても環境課だけではなく、例えば広報広聴課であったりとか、スポーツ推進課であったりとか、さまざまな部署でそういった活動が広がったところでございます。特に環境課と広報広聴課につきましても、昨年度、シティプロモーションの一環で、「わ！しながわ」のポロシャツ、これは同じものでございますが、同じポロシャツを着て、より部を超えた連携を図ってきたところでございます。

特に昨年度は、この事業が初めて行ったことということでございまして、庁内にアンケート調査を実施いたしました。軽装に対する意識づけというところで、通常の期間よりも軽装で執務を行えたかどうかというところにつきましても、約半数ぐらいの方が、そういった意識づけがよりできたというところございまして、それを踏まえて今年度、継続してやっていこうというところでございます。

今年度の実施内容につきましても、昨年度もポロシャツというところございまして、のぼり旗につきましても昨年度実施してきているところでございます。今年度につきましても、例えば軽装の一つとしてポロシャツの着用とかいうところで、基本的には昨年度と同じようなことで進めていきたいと考えております。

区民の方からの反応というところございまして、特にそういった軽装に対するトラブルとかご不満の声というところは、我々の所管には届いていないところでございます。

○横山委員

アンケート結果で、職員の方の意識づけが大分図られたという結果が得られているということで、最近、夏の間、気温が高くなる日ですとか、あとは気圧だったり湿度だったり、そういったいろいろな環境の変化もありますので、省エネ対策はもちろん進めていただきながらなのですけれども、職務ですと

か、区民の方、職員の方の体調管理もしっかり行っていただきながら、原則28度ということなのですから、工夫は行っていただいて、引き続き意識啓発キャンペーンということで、続けていただけたらと思っておりますので、要望で終わります。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○西本委員

今、ポロシャツという話がありました。以前、しながわ水族館に絡めて、アロハシャツを着ていたような感じがしたのですけれども、ああいう感じでもいいのかなと思うのです。品川区の宣伝もいいのかもしれないですが、各部の仕事を区民の皆様方にアピールするという楽しみもあるようなことでもいいのかなという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

○小林環境課長

以前、水族館の関係ということで、アロハを着用していた年もございました。いろいろなやり方はあるかと思えます。我々のほうでも、例えば極端に肌が露出しているものとか、軽装になり過ぎて短パンであるとか、そういうところはあまりふさわしくない行動としてお示したところでございますが、課が統一して何かやれるということであれば、そういったところは柔軟に対応していただければ、課で判断した上でやればよいものとして考えてございます。

○西本委員

これは私の思いもあるかと思うのですけれども、せっかくするのであれば、楽しく、「何かいいね」と区民の方から思っただけのようなものができたらいいのかなというか、それでもっと身近に感じて、サマーluckキャンペーンが根づくという方法もいいのですけれども、実際、職員の方々が楽しんでやっているというところを見せることが、一番の啓発活動になるのかなという思いがあって、昔そういえば着ていたな、あれもいいなという思いがあったので、意見として言わせていただきました。ぜひ、いろいろご検討をお願いいたします。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 品川区環境基本計画等について

○たけうち委員長

次に、(3)品川区環境基本計画等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林環境課長

引き続きまして私から、品川区環境基本計画等についてご報告をいたします。

本計画につきましては、昨年11月6日に建設委員会におきまして計画の概要等を、また本年1月2日に同じく建設委員会におきまして、パブリックコメントの実施に先立ち、計画の素案等についてそれぞれご報告したところでございます。本日はパブリックコメントの結果や、その後の修正内容につきましてご報告し、計画の公開前に委員の皆様にお示しするものでございます。

初めに、A4判2枚つづりの資料をご覧ください。最初の1番の新たな計画の概要につきましては、以前よりご説明しているところでございますが、改めて今回お礼したものでございます。

計画の構成につきましては、資料の上段の囲みの部分をご覧ください。まず、区全体の計画として、環境施策の基本方針を定めた第二次品川区環境計画と、地球温暖化対策に特化して定めた品川区地球温暖化対策地域推進計画がありますが、多くの方から、同じ環境に関する計画にもかかわらず、2つの計画があり、非常にわかりづらいとの意見が寄せられていたところがございます。今回の改訂に合わせて、これらの2つの計画を1つにまとめ、新たな計画として、品川区環境基本計画として策定をいたしました。計画につきましては、本日お配りしました別冊1でございまして、その概要版は別冊2でございまして、

また、区が一事業者として地域温暖化対策について取り組む品川区地球温暖化防止対策実行計画につきましては、区全体の計画ではなく、区が事業主として取り組む計画であり、それを明確にするために、品川区職員環境行動計画と名称を変更し、環境基本計画の策定とあわせて改良を行ったものでございます。こちらの計画につきましては、本日配付いたしました別冊3でございまして、

まず最初に、品川区環境基本計画についてですが、資料の中段の(1)にお示したとおり、5つの基本目標と1つの共通目標を設定し、その下の(2)におきまして、温室効果ガス排出の削減目標をお示しております。これらの内容につきましては、素案より変更ございませんが、削減目標として、平成25年度(2013年度)を基準といたしまして、2030年度までに40%削減することとし、計画の最終年度であります2027年度までには33%削減することを目標とするものでございます。

続きまして、資料の裏面をお開きください。(3)のパブリックコメントの実施についてご説明いたします。パブリックコメントにつきましては、本年2月1日から3月2日まで実施してまいりました。結果につきましては、3名から11件のご意見をいただき、本日の資料は同主旨のものをまとめて、4件をお示したものでございます。4件のうち、エネルギーに関するものが2件、食に関するものが1件、羽田空港の機能強化に関するものが1件でございます。資料の表のところの1番から4番を、順にご説明いたします。

まず、1件目でございますが、計画全般に関することとして、コージェネレーションシステム等に関する内容でございます。本システムにつきましては、計画の各所に、環境に優しいエネルギーシステムの一つとしてお示したところがございますが、国や都の計画では、それだけではなく、自立分散型エネルギーの一つであり、災害時にも有効であることが示されていることから、その内容に即して、区の計画にも追記することのご提案でございます。

区といたしましては、右の欄に記載のとおり、本計画の策定の目的の一つである国や都の計画の整合性の観点、あるいはわかりやすさの観点から、提案を反映させ、各所に記載をいたしました。

2件目でございますが、お手数ですが、別冊1の65ページをお開きください。目指す方向性③の「エネルギーの低炭素化を図る」におきまして、内容が再生可能エネルギーの活用や導入に特化した取り組みと解釈される可能性が高いため、エネルギー利用の高効率化・最適化についても記載することのご提案でございます。

区といたしましては、このご提案につきましては、同じく別冊1、ページをお戻りいただきまして63ページでございます。目指す方向性②の「エネルギーの使用を削減する」の中で、この内容につきましては包括されているものと捉えているところがございます。

次に、3件目でございます。環境に優しい食生活の重要性について、ご意見としていただきました。区といたしましては、環境に優しい行動といたしまして、こちらも別冊1でございまして、119ページ以降でございます。環境保全行動指針として、今回取りまとめたところでございます。ご意見を踏ま

え、今後も引き続き効率的な啓発に努めていくところでございます。

最後に、4件目でございます。羽田空港の機能強化について、ご意見としていただきました。区といたしましては、今現在、国が示しているルート案はあくまでも案の段階であり、確定したのではなく、また、区民の皆様への不安などは今後もしっかりと国に伝え、具体的な説明、丁寧な対応を、引き続き強く求めていくところでございます。

続きまして、資料2ページ目をお開きください。(4)パブリックコメント以降の主な修正点のご説明でございます。まず、1番の修正でございますが、こちらも別冊を用いながらご説明をしていきたいと思っております。別冊1の13ページ目をお開きください。ページの下段に区・国・都の役割分担を示す図を今回追加いたしました。それぞれの役割が区民の皆様方にとって、よりわかりやすく理解されるよう、整理したものでございます。

続きまして、2番、3番、4番の修正についてのご説明でございます。これにつきましては、1月の建設委員会等において、委員の皆様からいただいた意見を反映させていただいたものでございます。まず、2番の修正につきましては、別冊1、67ページをお開きください。環境配慮型自動車のコラムを新たに掲載いたしました。電気自動車など、環境に優しい自動車として内容を充実させたものでございます。

続きまして、3つ目の修正でございます。別冊1、127ページをお開きください。区民の方々の環境保全行動に役立てていただくための見開きのチェックリストを、参考として追記したものでございます。また、事業者向け用のシートといたしましては、別冊1の135ページでございますが、そちらに追記をいたしました。今回、参考として追記をしておりますが、これらをベースに、また工夫を凝らしていただいて、チェックをしていただければと考えているものでございます。

続きまして、4つ目の修正事項でございます。別冊1の137ページをお開きください。区民の皆様向けのPDCAサイクルを例示として、あわせて追記をいたしました。区民の皆様がPDCAサイクルの具体的なイメージを持っていただくよう、よりわかりやすい環境配慮行動としていただくものでございます。

最後に、5番目の修正でございますが、別冊1、139ページ以降でございます。新たに資料編として添付し、今回、本計画等の改訂協議会の開催概要、主な環境法令・条例、計画、地区別の環境データ等を追記したものでございます。なお、環境に関する評価につきましても、1月の建設委員会におきましてご意見をいただいたところでございまして、今回、地区別の環境データとして記載をいたしました。

品川区環境基本計画については以上でございます。

続きまして、品川区職員環境行動計画についてご説明をいたします。資料は2枚つづりのA4資料2枚目、3番の部分でございます。

(1)の計画の概要につきましては、先ほど申し上げましたとおり、区役所が一事業者として取り組む地球温暖化対策について定めたものでございまして、温室効果ガスの中でも、最も区の事業から排出される二酸化炭素の排出削減について取り組むものでございます。

(2)の二酸化炭素排出の削減目標の設定についてですが、基準年につきましては、先ほどご説明いたしました環境基本計画と同様で、平成25年度(2013年度)とし、長期目標は2030年度に40%削減、本計画の最終年度の2022年度には16%削減としたものでございます。この16%削減につきましては、(3)に示した街路灯・公園灯あるいは区有施設のLED化に加えまして、本年度、環境課で実施をいたします施設の省エネ診断等による運用の見直し、あるいは今後の大規模改修等

で省エネ効果を加味して推計したものでございます。

区といたしましては、この新たな計画をより強力に推進し、他の事業者の模範となるよう、全庁的な連携による一体的な取組みを実施し、引き続き、次代につなぐ環境都市を目指した取組みを着実に推進してまいりたいと考えているところでございます。

なお、製本された計画等につきましては、製本作業が完了次第、事務局を通じて委員の皆様にご配付をいたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

2点なのですけれども、1つはパブコメなのですが、ちょっと少ないです。今回基本計画が、「みんなで創り育てる環境都市」ということで掲げていますが、みんなで創り育てるところであれば、計画をつくる段階で、みんなが参加していないではないかと。そういう意味では、最初から船出といたしますか、前途多難だと思わざるを得ないということなのです。品川区として、区民の環境に対する意識というのを、品川区の考えを伝えようという工夫が足りなさ過ぎるのではないかとということと、区民の意見を聞いてつくろうという意識がなさ過ぎるのではないかとと思わざるを得ないです。

パブコメの件数についての、区の今の受けとめを率直にお伺いしたいと思いますし、私は何度も言っていますように、ただつくりました、ホームページに出しました、個々に載せましたでは、だめだと思うのです。品川区が自分たちの言葉で、自分たちでつくった案であれば、きちんと説明会を開いて、膝を突き合わせて区民にお知らせするという姿勢がないと、いつまでもこういうことになるのではないかとと思うのです。そこら辺について、どうかというのが1点です。

もう一つは、中身について改めて最後、毎回聞いているのですが、なかなかわかりづらい面があるので、もう一度だけお伺いしたいのですけれども、本冊の15ページなのですが、温室効果ガス排出量の削減目標は、最終的には40%ということなのですけれども、15ページの上にもありますように、温室効果ガス排出量の、4部門が48%を占めるとみずからも分析されていますが、この温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギーの消費量を減らすこと、排出量のより少ないエネルギーへの転換が必要と述べています。

しかし、業務部門のところというのをしっかりと削減しない限り、どう見てもこの目標を達成しないのではないかとと思わざるを得ないです。では、業務部門の目標、取組みはどうなっているかということ、単位床面積当たりの排出量を減らすということで、どうもそれだと、何度も言っていますが、単位床面積当たりのエネルギーを効率化しても、その分、縦に積み上げる超高層をいっぱいつくっていたら、それは増えるでしょうと、いつも思うてしまうのです。

実際に今から武蔵小山などを見ても、これからどんどん超高層ビルのオフィスやマンションが建つと。郊外からの一極集中をどんどん品川区が進めているような状況の中で、どうして業務部門を減らせるのですかと、いつも思うのです。しっかりみずから立てた目標であるならば、そこら辺をどうやっていくのか。私は両立し得ないでしょうとしか思えないのです。そこら辺をわかるように説明していただきたいと思います。これが2点です。

○小林環境課長

まず、1点目のパブリックコメントの件でございます。今回、3人の方から11件のご意見をいただいたということでございますが、これが少ないか多いかという判断というところもあろうかと思えます

が、今回この計画を策定するにあたりましては、以前もご説明いたしましたように、区民の方のご参加というのもしっかりいただいたところでございます。別冊1の資料編2ページ目をご覧ください。今回の改訂に伴いまして協議会を設定いたしましたして、区民公募の方、あるいは区内事業者の方、それから区内の環境団体の方等も入っていただいた上で、まず改訂協議会でいただいたご意見を反映させながら、今回取りまとめたものでございます。決して区民と一緒につくっていないのではないかとこのところではなく、区民の方の声もしっかり聞いたところでございます。

また、他区と比較をするのがいいか悪いかは別にしても、現状としては、例えば昨年度、品川区と同様にこういった環境計画を策定し、パブコメを実施したところ、足立区、新宿区、港区と、ほぼ同じような傾向かと捉えているところでございます。決して区民参加ではないということについては、しっかりご意見をいただいていると思っています。

また、ちょうどパブリックコメントをやっている最中に、環境の講演会・表彰式等をスクエア荏原で実施してまいりました。2月下旬の土曜日でございますが、これにご参加された方は、環境に対して非常にいろいろな考えを持っている方がお集まりになって、今回その環境講演会を実施したところでございますが、そのような方に対しましても、本パブリックコメントの概要版をお示した上で、ご意見があればご意見いただきたいところを、きちんとアナウンスしたところございまして、周知についてはしっかり進めてきたところでございます。

続きまして、2番目の業務部門の部分でございますが、なぜ減らすのか、どうしていくのかということでございますが、これも前回お示したところでございますが、まず温室効果ガス削減というのは、区でももちろん目標を定めますが、その上に東京都あるいは国、それぞれがしっかり目標を立てて進めていって、最終的には世界全体として、大きな課題として取り組んでいるものでございます。その中で、区としてしっかり役割を果たすということから、1つの目標として40%を設定したものでございます。

業務部門だけで限って見ますと、前回これはお話ししたかと思いますが、平成28年度の温室効果ガス排出量の速報というのが先日示されたところございまして、例えば2013年でいきますと、これは国全体ではございますが、業務部門につきましては約10%下がっているところで、着実に業務部門については、国全体としては減ってきているところでございます。新しいビルを建てると、これも以前もお話ししておりますが、新しいビルをつくれれば設備も更新される、内容も更新されるということで、具体的に数字というのは一概に示すのは難しいかと思いますが、エネルギーの効率化という点ではしっかりと更新されて、その結果の証だと捉えているところでございます。

○安藤委員

パブコメのところは、これはチャンスと捉えて、環境の計画をつくる時ですから、策定するときにあたって聞いてつくったというのは、実際そうだと思いますし、それを否定するつもりは全くないのですけれども、せっかくこういう計画をつくる時に、一番関心が高まる時なのですから、その機会を捉えて、多くの区民の方にお知らせするし、見てもいただくのではないかとこの努力が足りなさ過ぎるのではないのでしょうかということでしたのです。

講演会のところで、スクエア荏原でアナウンスしたというのは、素晴らしいことだと思うのですけれども、よりそうした努力というのがまだまだ足りないところだと思いますので、一歩進んで、こういった大きな、区全体に係る計画なわけですから、パブコメとあわせて、区みずからが口で説明するという説明会をぜひ開いていただきたいと、強く要望したい。今後こういう機会がありましたら、ぜひと思い

ます。要望です。

あと、業務部門のことは、実際に品川区の二酸化炭素削減目標で、2030年度に40%と言っているわけですから、国全体とか都全体の話をしているわけではないのです。品川区がこれを達成しようと思ったら、より過密に、より高度利用をしていくというまちづくりの方針を持ってしまうと、品川区だけ見ると確実に達成が困難になるでしょうと私は言っているのです。

業務部門が10%下がっているということもありましたけれども、国全体の話ですという話でしたので、品川区内でこうした温室効果ガスの排出量の削減目標を達成するというのであれば、そうしたまちづくりの面についてもしっかりと目を向けていかない限り、どう見ても達成できないのではないかと思います。区内の話をしているので、今の説明では、やはりよくわからないので、もう一度だけ私にわかるように。矛盾しないのですか、両立しないでしょうということだったので、もう一度教えてください。

○小林環境課長

開発による床面積の増に伴うものというお話でございますが、決してそうではなく、先ほどもご説明しましたけれども、例えば、新たな技術としてコージェネレーションシステムなどの大規模な面的整備だからできるようなエネルギー施策もございます。そういうところも加味した上で、業務部門についてはしっかりと、業務部門を含めて区全体の削減としては、40%を達成できるものと我々は認識しているものでございます。

例えばコージェネレーションシステムというのは、自分たちで電力を発電して、その排熱エネルギーを利用する新たなシステムでございますが、そういうところは各地で、品川区内でいいますと、それに近いものとしては大崎地区にも入っているという話も聞いておりますし、そういうところもございまして、決してビルができたからといって、一概にそれに比例して大きな温室効果ガスの増加につながっているものではないと認識しているものでございます。

○安藤委員

決して超高層のまちづくりを進めても、温室効果ガスの絶対量の増加につながるとは考えていないという、そういうふうに認識されているということですが、それは根拠がない区の認識だと私は思いますので、そうであるならば、区内の業務部門の排出量をしっかりとつかんで、その上で、目標を達成するための手だてを考えていただきたいと思いますので、ぜひその辺は、今後のまちづくりも含めて考えていっていただきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

○西本委員

まず、まとめていただいて、前回の委員会の要望等々がかなり入れられていて、ありがたいと思っています。特に、68ページぐらいですか、バツェン印に見えるのですけれどももというところが、クローバーの葉っぱになってよかったと、すごく率直に思いました。ありがとうございます。

それで、幾つか質問なのですが、多分、これからどういう使い方をされるのかということだと思っております。これだけまとめられて、すばらしいと思うと同時に、実際に活用できなければ意味がないので、その活用方法については、どう考えられるのか。

そして、環境課が先導してやっていく、特に職員の行動計画等を見ると、後ろに推進会議の要綱があって、各部長が一覧にずっと並んでいます。その中で、要綱の中でも誰が責任を負って、旗振り役は誰なのだろうと思うのです。区長というわけではないと思うのです。やはり環境課が全体をまとめて、

命令形態は当然上から、トップからになるのだらうと思うのですけれども、指導とか、進み具合のチェックであるとか、環境課であるべきであって、そうなると、環境課の権限というのはかなり強くしていかなければいけないだらうと思うのです。その今までの流れを考えると、非常に危惧していて、もう少し権限を持たせてもいいのではないかという思いが私はあるのですけれども、その辺はどういう形になっているのかということです。

それと、非常に分厚い本編なので、用語のインデックスが欲しかったと思うのです。前から全部見るわけではないので、例えばコラムや何かは非常におもしろいと思っていて、そのコラムの一覧があっただけでも、これを見たときに、ここは興味があるとかといって、そこから中身に入っていくということがあるかと思うのです。なので、この冊子を活用する中で、どういうふうに見てもらおうか。1ページ目からずっと見るかということ、大抵見ないのです。大体、目次とか、中心のところを見て終わりみたいになってしまうので、そうではなくて、コラム等々、興味があるところから中に入っていけるような工夫があってもよかったのではないか。これは次の課題で考えていただきたいと思っています。

それと、LEDのことが非常に詳細に書かれてあって、16%削減見込みということも具体的に書いてあるので、そういう点もよかったと思っております。

あと、区民の人たちの行動様式で、本編の中にいろいろなチェック項目があったり、国に対してであったりと、いろいろあるのですが、これはどういう使われ方をするのか、計画があればよろしく願います。

○小林環境課長

まず、ご意見いただきました使い方のところ、活用する方法についてでございますが、我々もこれをつくっておしまいというわけではなく、これを読んでもらって活用してもらって、実際に使っていただくことが一番大事なことでございます。周知といった観点では、通常やられておりますホームページと広報についてはもちろんでございますが、本年度、環境課で特に実施をします環境に対するイベント、例えば先ほどご説明をいたしましたサマールックキャンペーンのチラシとか、ECOフェスティバルのチラシ等々についてスペースをつくりまして、今年度こういった計画を策定し、例えば先ほどの行動様式の部分でございますが、こういった一覧表も載っているので、ぜひご活用くださいとか、そういうところをしっかりと周知していくことが、今後は非常に大切だと思っております。周知の方法につきましては、そういったイベント等を活用しながら、より多くの方に見て触れていただくことを工夫していきたいと考えてございます。

それから、進捗の件でございますが、委員ご指摘のとおり、しっかりと管理して、それが実際に実行されているかどうかを管理していく。これは前回の計画でも環境課で取りまとめて、見てきたところでございます。その取りまとめた結果、実際何が問題なのか、いわゆるPDCAサイクルをしっかりと回していくって、それを反映させていく。その会議の一つとしてお示しいたしました環境対策推進会議とか、環境対策庁内会議等々を活用して、進めていくという考えなのかと思っております。事務局として、それはしっかりとまとめてまいります。

その一環としまして、先ほどご説明をいたしました今年度、区有施設の省エネ診断を実施いたします。今までは特にハード面については、機器の更新等で一定、成果は見えてきた部分でございますが、ある程度、省エネ行動につきましては、職員の方々がいろいろな行動をされていて、一定やり尽くした部分はあるかと思ったところでございます。そういった部分につきましても、専門家を交えながら、より効率的な運用面の改善ができないかどうかを含めて、今年度検証するところでございます。その検証の結

果につきましても、こういった会議を持ちながら、類似施設への設計展開等を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○西本委員

より具体的な行動に、役所だけではなくて、品川区全体が動けるような状況のきっかけをつくっていただきたいと思うのです。例えば、先ほどいろいろなイベントを通してということなのですが、この1冊をどんと置いても、多分、見ないのです。なので、例えば先ほどの行動様式の中で、これだけ削減できるみたいなどころもあります。そこだけ抜き出して見るとか、あとは、ティッシュと一緒にこれをやると、おまけがつくみたいな感じの仕掛けであるとか、何か区民の人たちにメリットがあるように、楽しみができるような形ができるといいと思っています。

これはどのぐらい刷って、どういうところに配布されるかなのです。おそらく区民全員には、これは配れないと思うのです。配ったとしても、何をしたいかわからないというところがあると思うので、その活用の方法をもう一度お願いしたいということと、それから、環境課に対する権限というのは、今後考えていただきたいと思います。事務局という立場なのでしょうけれども、ただ、きっちりとした、これをしましようといったときの旗振りも、もうちょっと強い旗振りをしていいのではないかと思うのです。なので、その権限移譲ではないですけども、従ってくださいという形でもいいのですが、より具体的な数値として上がるような形も、目に見える形で、ぜひ提示していただきたいと思うのです。

いろいろ資料を見ると、行動計画の後ろを見ると、参考資料の中に年間推移があるのです。この情報を見ると、高齢者施設などは電気使用量が非常に多くなっているのです。それは理由がいろいろあるのだらうと思います。施設が増えたりしているのかどうか、わからないのですけれども。あとは全く変わらないとか、これを見る限り、今まで環境政策に取り組んできたけれども、数値だけ見てしまうと、どこに反映できたのかと見えるわけです。

なので、これも1つの指標になると思うのですが、それを含めて、資料2のところにあるように、再生可能エネルギーを導入してどうなったのか、目標はどこであって、今こういうところが来ていますとかというのを具体的に示していくというのも、実効をより確実なものにするためには必要なのではないかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○小林環境課長

2点ご質問ありまして、1点目は活用方法の部分でございます。委員ご指摘のとおり、この厚い冊子をぼんと置いても、誰も見ないのは承知してございます。また概要版があったとしても、そこまでしっかり見るのかどうかという部分がございます。ご指摘のとおり、イベント等で興味を引くような内容、特に皆さんが一番興味を引くのは、お話があったとおり、お金の部分とか、どれだけ実際に減るのかといったところの数字の部分、非常に楽しみにしている部分があるかと思っております。そういうところをうまく活用してパネルにしなごら、興味を引くようなことをイベント等でお示ししながら、より周知に努めていきたいと考えてございます。

それから、旗振り役、あるいは指標を具体的に示すという観点でございますが、確かに再生可能エネルギーという観点でいきますと、天候に左右されやすい太陽光パネルとかいうところで、どこまで実際発電できるかというところで、なかなか数字で示す部分は難しい部分があるかと思いますが、1つの達成としては数字で示してみせて、それがどれだけ達成したのかというところは、指標としては非常に重要なところかと思っております。

今回、計画に取り組むにあたって、指標という考え、数値で指標を捉えていく考えも、中には盛り

込んできたところでございますが、より効率的な指標がまた見えてくるというところがあれば、この内容も5年、あるいは機会を見据えて更新をかけていくことになっておりますので、PDCAを回しながら、そのところを見計らいながら、新たな指標等もしっかり検討していきたいと思っております。

○西本委員

今回、この基本計画は非常によくまとめられていると思います。それで、見やすいと思っているのです。非常に見やすくまとめられていると思うので、ただ、もったいないです。これを区民の方々に、より多く知っていただくということもやっていけたらいいなと思いますし、具体的な形で、今こういうふうに進めていますということを、PRをどんどんしていただいているのかなど。品川区はこれだけのことをやっているということを示していくということも、いいきっかけの基本計画だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○たけうち委員長

ほかにありますか。

○筒井委員

私から、まずこの品川区環境基本計画、職員環境行動計画、環境基本計画の概要版とかありますけれども、計画の間、いろいろな事象が出てきたりして、いろいろ変化はあると思うのですけれども、もちろん計画の文言とか、目標値の修正・見直しの可能性ということは、途中で出てくることがあるのでしょうか。

○小林環境課長

委員ご指摘のとおり、今回、環境基本計画につきましては、10年間の計画として定めているところでございますが、本編の中でも、別冊1の9ページでございます。計画期間として10年間として、平成30年度から平成39年度までの計画でございますが、原則として中間年、あるいは必要に応じて見直しを行っていくというところがございます。そういった見直しの時期を見計らいながら、内容については、その時代の状況に応じて更新していくことと考えてございます。

○筒井委員

わかりました。内容自体はしっかりした、すばらしいものだと思いますのですけれども、年度についてなのですが、元号が平成39年度とか、ほかでも平成四十何年とか書かれていると思うのですけれども、早速来年度から元号が変わることなので、もちろん西暦表示はあるのですけれども、なくなってしまう平成の元号を1つ記載するのはどうなのかということで、まだ印刷される前でしたら、このあたりを修正していったほうがいいのかと思ひまして、その点、どう対応されるのかということと、パブリックコメントにありますけれども、羽田飛行ルート変更、羽田空港機能強化において、まだ確定したものではないということなのですけれども、これが万が一確定してしまった場合は、それなりに品川区内に環境の影響とか、また大気汚染や騒音とか、生活環境に著しい悪影響を及ぼすと思うのですけれども、そうした羽田新ルートが実現された場合の対応は、どうお考えなのか、2点お伺いいたします。

○小林環境課長

まず1点目の年号表記でございますが、現段階では委員ご指摘のとおり、来年度から元号が新しく変わるというところで、新しい元号はまだ見えていませんので、とりあえず今、区民の方々が、平成という言葉がある程度なじみが深いというところ、それからわかりやすい表現として、今回は平成と、あるいは西暦を併記させていただいたところでございます。もちろん、5年後には中間見直しをしっかりと行って、その際には新しい元号がしっかりと表記されることを考えているところでございます。

また、パブリックコメントの羽田の件でございますが、環境というところでいくと、騒音とか大気の測定等々は絡んでくるものかと考えてございます。これらにつきましても、実際、飛んでからどれだけ影響が出るのかというところを、区内にも大気の測定局をしっかりと6カ所、設置をされているところでございます。また、騒音測定器につきましても、現在、国からの測定器の設置のところについては、設置について検討を進めているというところでございますので、それらのデータとか、数値の変化等々を判断した上で、それに対して著しい影響が出てくるようなことがあれば、こういった環境計画の中でも部分的に盛り込んでいくものと考えてございます。

○筒井委員

わかりました。ぜひよろしく申し上げます。

先ほど別の委員からお話がありましたけれども、この計画の区民への周知は非常に重要なことかと思っております。特に、この計画の中にも区民の役割とか、区民の取組みとかが書かれておりますけれども、ほとんどの区民がこのままいけば、この計画というのをつくっていること自体、知らないような状況だと思しますので、うまくイベントとかを絡めて周知を行ったり、また広報しながわなどで特集を組んだりして、どんどん計画自体を周知していただきたいのですけれども、そのあたりをどのように考えられているのかということと、また、今は第二次品川区環境計画はホームページに載っておりますけれども、PDFでも見られるようになっていますが、もちろん新しい環境基本計画もPDFを掲載して、多くの区民が見られるようにするのか、確認なのですけれども、以上2点、お聞きいたします。

○小林環境課長

周知の部分でございますが、委員ご指摘のとおり、これをつくったから終わりではなくて、これを知ってもらって、いかに活用してもらうか、それが成果として、最終的には40%削減というふうにつながっていくものと考えているところでございます。先ほどお話ししましたように、イベントを含めながら、まず周知活動をしっかり行っていきたくて考えておりますし、この計画が策定されたことは、広報しながわあるいはホームページ、また、特に若い人が環境に関して関心を持っていただきたいというところがございますので、フェイスブック、ツイッター等を使いながら、しっかり情報発信をしていきたいと考えてございます。

また、PDFの件でございますが、前回の計画と同様、ホームページにPDFとして掲載をする予定でございます。

○たけうち委員長

ほかにご質疑は。

○いながわ副委員長

まず、多岐にわたって環境について記載がされていて、1つのところを見ると、環境配慮型の自動車の追記をしたとか、いろいろ書いてあるのですけれども、環境課が所管をしてこれをつくって、少なくとも防災まちづくり部と都市環境部が、おそらくこのとおりにしっかり庁舎の中でやっていこうという話になると思うのですけれども、ほかの部は、全く関係ない部があると思うのですけれども、その方々というのは、こういうのにしっかり賛同していただく、いつだかのどこかの答弁で縦割りという言葉もよく聞く話なので、環境課がすごく頑張ってつくるのはいいのですけれども、まず庁舎内の整合性というか、どういう形でそれをやっていくのかというのが1点。

あと、品川区、車の話は、職員行動計画の中に公用車について書かれているのですけれども、そもそも公用車を管理しているのは総務課なのか、どこなのかはわからないのですけれども、それぞれがそれ

ぞれで持っているのか、イメージ的に土木系が車両台数の保有数が多いのかなという勝手な認識なのですけれども、たしか庁舎で登録しているのは百四十何台、車があると言っていますから、その管理、運行といったのを、どういう形で今後やっていくのか。運送会社とかはデジタコとかタコグラフがあるので、どこで空吹かししたとか、全て把握できるのですけれども、庁舎内の車をどうやって管理していくかというのが、これを見ると必要になってくるのではないかと思うのです。それをどうするかというのが1点。

あと、最後の1つは、例えば65ページ、エネルギーの低炭素化を図るといふことがあるのですけれども、区としては太陽光システムの設置助成をし、住宅云々と書いてあります。要は、区民に対して、区民のご自宅に対して、そういうのを整備するときは区が助成しますということだと思ふのですけれども、区民としては太陽光システムとか、そういったものを住宅に導入するというので、整合性は合っているのですけれども、お金がかかることです。以前にも課長にはお伺いしたことがあるのですけれども、例えば自宅用の太陽光発電は、1kW3万円しか補助金が出ないとか、3万円というのが、今後こういうのを実践・実行していく上では、逆に言えば、これをつくったことによって助成額の執行率も上がっていかなければ、おかしな話になってくるので、そういった絡みはどうなっているのか。

執行率が上がるということは、要するに助成金によると思うのです。これだけ助成金が出るのだったら太陽光を設置しようかなという話にもなると思うので、そういうところも関連性でどんどん上げていかなければいけないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林環境課長

3点ご質問があったと思います。まず1点目は、庁内の連携というところでございますが、まず策定していく中では、資料編になりますが、3ページ目をご覧ください。3ページ目に、今回策定してくるまでの経緯、特に真ん中のところでございますが、環境対策推進会議あるいは環境対策庁内会議を開催して、特に庁内会議につきましては、関係する課だけではなくて、全庁的庶務担当課長をお集めした上で、今回の計画を策定しているというところでございますが、策定にあたりましては、しっかり各課の意見を取り入れながら、ご意見を聞きながら、まとめてきたところでございます。

また、今後もこれらの会議につきましては、この計画がどういうふうに進捗してきたかを含めて、しっかりと情報共有を図っていくべく庁内会議を、昨年度は計画をつくるという関係もございましたので、年6回開いたところでございますが、今年度も、回数は変わりますが、しっかり開いて状況の確認、あるいは必要に応じて問題提起等をして、情報共有を図っていきたいと考えているところでございます。

それから2点目、公用車の管理でございますが、委員ご指摘のとおり、実際管理をしている、運行という管理の面でいくと、経理課の範疇になります。貸出等についてはそこでございますが、環境課でも、特に使用した車の燃料、ガソリンであるとか軽油であるとか、その数量管理というのは、しっかり毎月行っているところでございます。それに基づいて、実際、車の燃費というところとか、実際にどれだけ運行したかによって変わってくる部分もあろうかと思いますが、その中で、あまりにも過度に増えているような状況とか、あまり減少が進んでいないというところがあれば、その辺はしっかりチェックをしていきながら、管理する経理課というところと対策は練ってまいりたいと考えてございます。

最後に助成のところでございます。太陽光等に助成に関連してというところがございまして、確かに委員ご指摘のとおり、太陽光の助成金が上がれば、もしかしたら件数が増えるのかもしれませんが、ただ一方で、もともとはもう少し高いお金で助成をしておりましたが、二、三年度前に金額を3万円に下げたというところがございます。機器自体が非常に価格が下がってきたというところもあって、今、kW当

たり3万円という数字で助成をしているところがございますが、年々大体横ばいで、今、太陽光の設置は助成件数が進んでいるところがございます。

ただ、今回特に計画を示した上で、それを積極的に進めていくという観点は、委員ご指摘のとおり、助成をすることよりかは、太陽光発電が区内にどんどん増えていくかというところが、非常に重要な部分かと思っております。その数字については、統計としてしっかり調べていくことができますので、その推移はしっかりと見守ってまいりたいと考えてございます。

○いながわ副委員長

ありがとうございました。公用車の管理とか、ガソリンのいろいろな部分をやられているという話なのですが、これはここの中に入っていないのですが、百何十台あれば、百何十人の人間が基本は運転をして、それを年間に換算すると、延べ人数はすごい人数になると思うのです。ただただそれで、ガソリンの多い少ない、使用量がどうこうというのであれば、せっかく職員の行動計画の中に、もしあれだったら表彰制度ではないですけども、例えば何十時間無事故無違反で、きちんとしたエコな運転をした方に対しては、エコドライブ賞ではないですけども、何かしらあったほうが、各課で競い合って、そこはうまくやっていくのではないかと。

でも、それをやるには、しっかりとした管理をしていかなければいけないというところにもつながってくるので、タコグラフとかを入れるとか、ドライブレコーダーではわからないので、タコグラフになってくると思うので、そういうのをしっかりやって、誰が運転したのかをしっかりと管理できる体制というのにも必要になるのではないかと思ったので、これは提案というか、要望をしておきます。

あと、助成金に関しては重々、以前に比べれば、すごく安くなっているというのがありますので、時代の流れを鑑みて、しっかりやっていただきたいと思います。

あと、最後に1点なのですけれども、こうやって平成30年度から平成39年度までということで基本計画をつくった中には、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。そこは真夏の開催でありますので、例えば68ページぐらいで、事業者に対しては木陰とかドライミストの設置やなにやらとか、いろいろ書かれていると思うので、そこはある意味、2年後ですけども、何かしら品川区として、区民に対して、事業者に対してできる、大々的な何かを東京五輪にぶつけるという言い方はおかしいですけども、何かしら開催して、品川区ではこういう取組みをしているということを、日本国内、海外、国内外の人にPRするというのも必要なのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○小林環境課長

2020年のオリパラ開催に向けての暑さ対策という観点等でございますが、東京都も暑さ対策の一環として、昨年度から打ち水に関してのイベントを盛大にやり始めたところがございます。各区に協力を求めて、そのムーブメントを広げていって、1つは2020年の開催に向けて、少しクールダウンとかいうところを行動に移していこうという動きも今、出てきております。今年度につきましても、区でも打ち水については引き続き啓発活動を行ったところがございますが、そういった1つ都の動きもありながら、1つのきっかけづくりにはなりますので、今年も東京都の動向等を踏まえて、例えば共同のイベントができないかどうか等を含めて、1つ発信をしていきたいと考えているところがございます。

○いながわ副委員長

ありがとうございました。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 大森駅水神口自転車等駐車場の整備完了について

○たけうち委員長

次に、(4)大森駅水神口自転車等駐車場の整備完了についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古郡交通安全担当課長

私からは、大森駅水神口自転車等駐車場の整備完了についてご報告いたします。

1の整備内容であります。平成29年4月の地下機械式駐輪場の開設に続き、地上路面にあります既設の駐輪場の改修工事を実施いたしました。改修箇所は、2の工事平面図にあります赤色で囲った部分になります。

3のイメージ図左側、改修前の図のように、従来は駐輪スペースに段差があり、利用者にご不便をおかけしておりました。今回の改修で、上段部分の下に埋設されていたJRの高圧ケーブルを撤去し、段差をなくすとともに、駐輪ラックについてもチャイルドシート車に対応できる幅広ラックとしております。改修後の大森駅水神口自転車等駐車場の収容台数は、1,273台となります。

なお、定期利用のバイク、および定期利用の平置きは、先行して4月8日に供用開始いたしました。当日利用の自転車につきましては、4月29日に供用開始する予定であります。

4のその他であります。今年度は公園の再整備を実施する予定であります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

JRの高圧ケーブルの撤去ということなのですが、相手もあることですし、撤去は大変な工事ではなかったかと思うのですが、JRとどのような打ち合わせなどをし、連携をとりながら、どれぐらい時間がかかったのか、あと、工事の難度としてはどういう難易度だったのかというのを伺いたしたいと思います。

○溝口公園課長

今回の大森駅水神口の自転車用の整備工事につきましては、公園課で行いましたので、私からお答えさせていただきます。

まず、JRの高圧ケーブルの件でございます。これにつきましては、大体工事期間としては半年程度かかっているものでございます。そのほか、事前の協議で同じぐらい、半年ぐらいかけて協議をしてきたところでございます。今まで公園の中に占用をしているという形でケーブルが入っておりましたので、公園を使いながらケーブルをどう動かすか、また、より駐輪場として利用しやすい形はどのような形なのかといったところで、JRと協議を重ねまして、今回、高圧ケーブルを撤去というか、移設をしていただいて、平地をつくって駐輪ができるような形に整備をしております。

今後も引き続き、いろいろさまざま、公園の中が占用されている場合については、こういった形で改修ができれば、区民の方が利用しやすい形になればということで、引き続きJRとの協議はしていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

伺ったのは、条件が全然違うのですけれども、西品川一丁目の国際自動車教習所のところの再開発で、建物はできているのですけれども、JRのところの高圧ケーブルの土手を抜く、トンネルを抜くというのがすごくおくらせていまして、それが抜かれないと、あれだけ多くの方が出入りするにもかかわらず、歩道ができないので、地元の地域の人たちがどうなってしまうのかと、安全上の懸念を示しているのです。

ですから、こちらだと半年でということなので、もし可能であれば横の連携をとっていただいて、区が蓄積している経験ですとか、交渉ですとか、そういったものを最大限活用して、西品川一丁目の再開発のところもなるべく早く、地元の地域の方が要望するような状況にできるように努力していただきたいのですけれども、何かございましたらコメントを伺いたいと思います。

○溝口公園課長

今回、あくまでもJRの鉄道の本体の下を通るわけではなくて、附帯施設で、ケーブルの移設になっております。もともと2つの系統があるものを、今回統一するような形で、移設という形になっておりますので、期間も今回は短くできたという形になっております。実際、線路の下、桐畑地下道とか、そういったものを過去、地下道として抜いた経緯等もございますが、そういったところでいくと、なかなか簡単に鉄道の下を抜いていくというのは、今回のケーブル移設と同様の形では進まないと認識しているところがございますが、引き続き土木関係、防災まちづくり部、都市環境部、両方合わせて、しっかりと技術のこと、または工事のことといったものは連携しながら、進めていきたいと考えているものがございます。

○安藤委員

わかりました。今の公園のほうを占有していたということもありますので、品川区としてもJRの事業に協力してきたということもありますので、ぜひそういった関係性も活かしながら、最大限早く、地元の方の不安を解消できるように、引き続き努力していただければと思います。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○西本委員

台数の確認です。チャイルドシート付き電動アシスト車は、聞き漏らしたかもしれないのですが、何台になったのか。それで、以前よりも駐輪できる自転車の数が増えたとおっしゃっていたと思うのですが、何台増えているのかを教えてくださいたいのですけれども。

○古郡交通安全担当課長

チャイルドシート付き自転車の台数なのですけれども、当日のラックですが、116台に増やしております。台数なのですけれども、以前は公園だけで1,240台なのですが、それが1,082台と、若干減ってはいるのですけれども、チャイルドシート付き自転車をとめることで空きラックというのが非常にたくさん発生してましたので、実質的にはとめられる数というのは増えているという状況でございます。

○西本委員

今、そうです。チャイルドシート付き自転車になると幅広になってくるので、当然、とめられる台数は減っているのと思って、確認をさせていただきました。

それで、地下機械式の駐輪場があって、案件とずれるかもしれないのですが、これの稼働率というのはどのぐらいになっているのか、おわかりになれば。それに対して、今回1,082台なので、自転車

の解消に対して、どういう形になっているのかと。

○たけうち委員長

放置自転車。

○西本委員

放置自転車とか。公園にできた理由というのは、そもそも放置自転車がたくさんあって、問題があるということで、それで地下機械式というものにされたという経緯があるわけです。それによって、またここの改修をしましょうという形になっている経緯があるものですから、どういう状況に、水神口で放置自転車が解消されているのか。

○古郡交通安全担当課長

まず、最初のご質問ですが、地下駐輪場の稼働率ということなのですが、現在定期になっておりまして、地下式については約65.6%、稼働をしているところでございます。

2番目の放置自転車の関係ですが、平成26年が513台、撤去をしております。平成29年度については352台ということで、若干減っている状況でございます。

○西本委員

地下機械式のほうが65.6%というのは、もう少しアップしてもいいのではないかなと思うのですが、何かその対策とかないのか。あとは定期利用なので、今後増えていくと見込んでいるのか。要は、当日の利用者が多いということであるならば、それで放置自転車につながっているのだとすれば、方法としては、この定期利用というところも、もしかしたら変えていく必要もあるのかなと。あと35%が使えるわけですから、ここの工夫というのを考えられないのかなと思うのですが、いかがですか。

○古郡交通安全担当課長

機械式の関係ですが、当初は30%稼働だったのでありますが、その後、65%となってきていますので、だんだんと利用率が上がってきているところでございます。また、当日の利用についても91.4%ですので、それから現在はまた、当日ではチャイルドシート付き自転車の利用者が多いということで、それ以降になると、定期利用に行くのか、どうするのかというところで、皆さん検討していると思いますので、その辺を含めて利用していただくということで、やっていきたいと思います。

○西本委員

地下機械式のほうは、チャイルドシート付き電動アシスト自転車は入ったのですか。

○古郡交通安全担当課長

まず最初に、機械式については登録制度をとっていますので、それで車検を通った、要はメーカーが付けたチャイルドシート付き自転車については、入れる。それで、後からつけたものについては、ちょっと幅が広がったりするので、それは平置きのほうに置いていただくという形になっております。

○西本委員

そうすると、今、チャイルドシートのメーカーによってということがあるのでしょうかけれども、それが今後、定期利用という形で、今まではもしかしたら改修箇所のところを考えていたけれども、移行する可能性もあるということですか。それはどういう形なのですか。要は、地下機械式の稼働率が低いと思っているのですが、これが先ほど伸びていると言っておられるので、これが9割まで伸びるという可能性はあるのか、それともそうではないと見通しているのか、その辺はどう考えられますか。

○古郡交通安全担当課長

先ほど30%から伸びましたと。自転車の利用者というのは、駅に通ったり、保育園だとか、そう

いった利用があります。そこで当日利用をしていただいて、それで、もし期間が長くなると、通勤で使わなければいけないという場合は、多分定期のほうに移っていきだろーと思います。そこで、要は利用者の方にとって利便性が違いますので、どういうふうに伸びるのかというのは、今の段階では読めてはいないのですけれども、だんだんと上がってきている状況を踏まえると、当然、バスから自転車に変換する人もいるでしょうし、そういったものを見込んでおりますので、あくまで不確定要素ではございますが、増えていくのではないかと。この伸びを見ると、そういうふうと考えております。

○西本委員

何を言いたいかというと、定期利用はもちろんあると思うのです。ただ、ここは当日利用というのも多いと思うのです。なので、おそらく改修箇所のところは、当日利用者の方々が利用されるのが多いと思うのです。ただ、地下機械式の稼働率を見ると、これが例えば7割に、仮にこれから伸びるといっても7割程度だといったときに、3割の30%は定期利用ではなくて、当日利用というのも考えられないのでしょうかと言いたいだけなのですけれども、すいません。

○古郡交通安全担当課長

機械式については、先ほどのように登録制度で、ICチップを自転車につけて、それでしていますので、定期利用ということで考えております。ですので、平置きの当日利用を増やしてという形になっていくかと思えます。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

○いながわ副委員長

この工事平面図とかイメージ図を見ると、非常にJRの高圧ケーブルというものに触れなくなってきてしまって、大変申し訳ないのだけれども、これは整備した区間だけが、おそらく撤去というか、JR側に埋め直したのかわからないですけれども、それから先は、植栽の中に石ぐい打ってあって、50万Vとか書いてあって、それは今後、もちろん駐輪場をこれ以上広げる必要性はないのかもしれないですけれども、今後、これはどっちのほうでやるのかわからないですが、いろいろ考えたときに、区民の皆様の安全な公園利用を考えたときに、いずれは植栽の中に埋まっているのもJR側に埋め戻してもらうというの必要ではないかというのは、ちょっと違う話だったのだけれども、中途半端な公園になってきてしまうような気がするの、この辺をどう考えているのか。

あと、以前にもお話ししたのですけれども、この辺がすごく暗いイメージがあったのですが、きちんと明るさというのは、それなりに保たれているのか。これは以前に質問させていただいて、イメージ的に植栽があったような記憶があって、すごく暗ぼった感じを受けたときがあったので、それが今回、全部きれいになったので、ある意味、街路灯とかがしっかりしているとか、屋根の下にしっかりついていっているのかなというのを確認したい。

あと、機械式の前に2人ほど誘導員が立っているのを見たのですけれども、その2人というのは、2人なのか何人なのかわからないですけれども、今回改修したその管理というのか、きちんととめさせる誘導も一緒にやる方なのですか。

○溝口公園課長

まず、JRのケーブルの関係でございます。引き続き、今年度の公園の整備工事に入ってきますので、その中でも引き続き、基本的には植栽になるのですけれども、今後の将来性も考えて、動かせる時期に動かしていきたいという思いもありますので、引き続きJRと協議をしておりますので、できれば、う

まく時期が合うのであれば、工事の中でしっかり、ケーブルについては移設をしていきたいと考えているものでございます。

あと、公園を含めて、駐輪場の暗さのところですか。前は木が大きく茂って暗いイメージがあったりとか、また駐輪場の施設も古くなっていて、暗いイメージがあったところでございます。そういった中、平置きにして、屋根も含めて今回新しくしますので、また公園についてもしっかりと照度を確認しながら、設計を進めているところでございます。暗い形にはならないように、ほかの公園改修でも、改修するのに合わせて明るい形に整備をしてきておりますので、今回の水神公園についても同じように、明るい形の整備をしていきたいと考えているところでございます。

○古郡交通安全担当課長

管理者なのですけれども、今後もありますので、誘導はいたします。

○いながわ副委員長

ケーブルのほうなのですけれども、おそらく鹿島交番を下ったあそこまで、植栽の中をずっと貫いているような気がするのですが、今回の整備箇所というのは、第2工区ではないけれども、真ん中あたりだと思うのです。今回駐輪場のほうをやって、今度は真ん中をやって、最後はこっちとやるのだったら、全体を考えて、区民の憩う場所なので、電圧が高くて何かあったときに心配があるので、その辺を計画的にJRと交渉してやっていただきたいと思います。

駐輪場に関しては、ぜひ有効利用がしっかりできるような、人員配置も含めて、やっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○たけうち委員長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 品川区地域防災計画【平成29年度修正】の公表について

○たけうち委員長

次に、(5)品川区地域防災計画【平成29年度修正】の公表についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古巻防災課長

それでは私から、品川区地域防災計画【平成29年度修正】の公表につきまして、ご報告を申し上げます。資料はA4縦のもの1枚と、別紙として、地域防災計画の概要版というものをおつけしております。

まず、一番冒頭の資料、A4・1枚、片面刷りのものをご覧ください。平成30年2月27日の建設委員会におきまして、パブリックコメントおよび関係機関への意見照会の結果を踏まえました品川区地域防災計画の素案の修正につきまして、ご報告をいたしました。修正を反映した最終案について、平成30年3月23日の防災会議において承認をされましたので、今後、区民への周知、および防災関係機関へ冊子の配布を行ってまいります。

まず、周知についてでございますけれども、広報しながわ5月1日号におきまして、記事を掲載させていただきます。それとともに、区ホームページに配信をすることで公表する形をとりたいと考えております。公表する資料といたしましては、資料中ほどの公表資料の①から④になります。

このうち、①品川区地域防災計画【平成29年度修正】概要版につきましては、先ほどご案内いたし

ましたけれども、本日別紙として資料をお手元にお配りしておりますので、後ほどご紹介をさせていただきます。また、②品川区地域防災計画【平成29年度修正】の本冊、および③の別冊資料につきましては、現在、印刷に向けた準備を進めているところでございますので、印刷ができ上がり次第、お手元にお配りをしたいと思います。それから、④パブリックコメントの結果につきましては、2月27日の建設委員会でお示しした資料がございますが、若干語句の変更など、軽微な変更点がございますけれども、委員会でお示しした資料をそのまま公表する予定でございます。

次に、2の配布でございますけれども、(1)の主な配布先は資料記載のとおりでございますが、区立図書館でありますとか、区政資料コーナーにも配布いたしまして、区民の方が手にとってご覧いただけるようにしてまいります。また、(2)配布時期でございますけれども、こちらは今年の5月末を予定しているところでございます。

続きまして、別紙として本日お配りしました品川区地域防災計画【平成29年度修正】概要版につきまして、簡単にご紹介をさせていただければと存じます。別紙の品川区地域防災計画【平成29年度修正】概要版をご覧ください。

表紙をおめくりいただきますと、1ページ目に「はじめに」としまして、平成24年度の大規模修正以降の地域防災計画の沿革でありますとか、災害対策基本条例の施行と条例の基本的な考え方、さらには近年の熊本地震や九州北部豪雨などからの新たな知見に基づく修正といった点を記述しております。これは地域防災計画本冊、総則編の1ページ目に同趣旨の記載がございますけれども、そちらに基づいて作成されたものになります。

続く2ページ目でございますけれども、こちらは計画の目的を、2ページ目の一番下のところに、一連の対策を総合的かつ計画的に実施することで、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産を災害から保護することにあるということで、目的を記載させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございますけれども、こちらは災害対策基本法と国の防災基本計画、それから東京都の各種計画ですとか、区の関係する計画・マニュアルの、今回のというか、品川区地域防災計画といったものの関連を示しまして、品川区地域防災計画の位置づけとして記載させていただいております。

続く4ページ目は、修正後の全体構成について記載をさせていただきました。

おめくりいただきまして、5ページ以降10ページ目までが平成29年度の修正版の修正の方向性と具体的な修正点をまとめてございますが、こちらはこれまで何度かご説明をしてきました修正内容をまとめたものでございますので、本日についてはご覧いただきまして、説明は割愛をさせていただければと存じます。

最後の11ページ目、12ページ目につきましては、参考資料としまして、品川区地域防災計画本冊の、震災編の前提となります品川区の被害想定について掲載をさせていただいております。なお、この被害想定につきましては、現行の修正前の地域防災計画からの変更は特にございませぬ。

この概要版につきましてでございますけれども、今後、本冊・別冊の説明用の資料として活用していく予定になっております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○安藤委員

これは結構修正されているので、今までのような、差替えの分だけ追加で来て、差し替えてください

というよりも、冊子としても全部リニューアルするということになるのかなというふうに思っているのですが、その配布先ですが、「など」とありますが、福祉避難所とか二次避難所にもなる場所ですとか、あるいは保育園とか幼稚園とか、あと病院というか、医師会とか、そういったところにも配布というのは必要だと思うのですが、そちらは入っているということでもよろしいですか。もし入っていないければ、きちんと配布したほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長

まず、冊子につきましては、構成から大きく変わっておりますので、全取替えというか、新しいものを新たにお配りする形になる、委員ご指摘のとおりでございます。

配布先でございますけれども、医師会等は防災会議のメンバーになっておりますので、防災会議のメンバーになっているところにつきましては、全て配布先としてお配りをする予定でございます。それから、保健所・保健センターでありますとか、各課につきましても、記載のとおりお配りさせていただきますし、地域センター等にも置かせていただく形で現在考えております。また、学校避難所52カ所にもお配りをするという形で、各所お配りをさせていただく予定でございます。

○安藤委員

避難のことについて書いていたりするので、保育園とか幼稚園とか、高齢者施設とかというのも、あったほうがいいと思います。そこについては配布していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長

今現在のところですが、高齢者施設に特に防災計画をお配りするという予定はないですが、冊子の部分を全部PDFとしてホームページに掲載しますので、そちらをご覧くださいということもありますし、また、計画そのものというよりは、それをもう少しわかりやすく砕いたものを、例えば『わが家の防災ハンドブック』を今年度改訂いたしますけれども、そういったものをお配りする。それから、福祉避難所等につきましては今後、解説のマニュアルを作成したりとか、そういった中で、具体的な地域防災計画の内容を、各所管といましようか、施設にご理解いただくような形で啓発を進めていきたいと考えております。

○安藤委員

具体的に個別の周知みたいなのは必要だと思うのですが、大もとにある考えというのを、ふだんからぱっと読めるようなといいますか、インターネットを立ち上げて、ホームページを立ち上げて、PDFを開いてみたい手間がなくてもいいわけですが、冊子があると。しかも、区も介護サービスなどを代行してもらっているわけですから、高齢者施設、特養ですとか、老健ですとか、保育園ですとか、そういったところにはあったほうが私はいいと考えていますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○新妻委員

説明ありがとうございました。

1点だけ確認させていただきます。区内にある大使館とか、または多言語化というところで、周知の一環として、日本語だけではなく多言語も必要かと思うのですが、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○古巻防災課長

まず、地域防災計画そのものの多言語化ということでいいますと、まだそこまでの予定はございませんが、繰り返しに近くなりますけれども、『わが家の防災ハンドブック』は今も4カ国語で、日本語を含めてですけれども、発行させていただいておりますので、今後そういったところについては多言語化についても検討させていただきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時12分休憩

○午後3時25分再開

○たけうち委員長

建設委員会を再開いたします。

(6) 平成30年度品川区・第二消防方面合同水防訓練の実施について

○たけうち委員長

次に、(6)平成30年度品川区・第二消防方面合同水防訓練の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○富澤災害対策担当課長

それでは私からは、平成30年度品川区・第二消防方面合同水防訓練の実施につきまして、ご報告をいたします。

本訓練につきましては、例年同時期に実施をしております。1の目的といたしましては、集中豪雨や台風が多く発生するシーズンを前に、浸水等の被害を軽減するため、当区と消防署のほか、関係機関が合同訓練を実施し、水防部隊の活動能力の向上を図るものでございます。

2の日時につきましては、5月19日土曜日9時半から11時30分までを予定しております。

3の場所についてでございますけれども、昨年に引き続き、しながわ中央公園で実施をいたします。

4の参加機関と人数でございますが、当区からは約170名が参加をいたします。また、消防署、消防団、町会などから約175名、学校・鉄道関係から約20名が参加する予定でございます。なお、鉄道関係は都営地下鉄および東京臨海高速鉄道からの参加でございます。

次に、品川建設防災協議会から約20名に参加をいただく予定でございます。(7)から(9)までの国土交通省、都下水道局、都第二建設事務所からは、それぞれ5名程度にご参加をいただきまして、水災時に活躍する排水ポンプ車の展示や、水圧ドア、排水工法のパネルなどの展示をしていただく予定でございます。(10)の来賓につきましては、区議会議員の皆様、消防関係団体、町会長、自治会長の皆様など、約200名のご視察を予定しております。

5の訓練想定につきましては、台風の影響で目黒川・立会川の水位が上昇し、区内各地で浸水被害が発生、区と関係機関が連携をして水防活動に当たるというものでございます。

6の訓練内容でございますが、水災に関する情報伝達や、積み土のう工法をはじめとする各種水防工法のほか、消防隊・消防団による救出・救助活動などを行います。

最後に、7の昨年度との変更点といたしまして、昨年度は品川区内の3消防署と連携をしまして実施

をいたしました。本年度は品川区と大田区にある7つの消防署を統括する第二消防方面本部との合同訓練で実施をいたします。第二消防方面本部と連携した訓練につきましては、品川区と大田区で隔年で実施をしており、昨年は大田区で実施をし、本年が品川区で訓練を実施する年となります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

昨年度との変更点ということで紹介ありましたが、4番目の参加予定機関ということですが、国交省の方が5名ということですが、毎年参加されているのですか。どのような形で参加していたのか、教えてください。

それと、この間の崖崩れの警戒警報などが発令される基準とかが整備されたということもあって、避難所などの開設のケースが増えているのですが、そういったことに対する訓練というのは、啓発の意味も込めて、少しあってもいいのかなという思いがあるのですけれども、そこら辺は内容に入っていたりするのでしょうか。以上、2点お願いします。

○富澤災害対策担当課長

2点、ご質問ございました。まず1点目、国交省の訓練内容でございますけれども、まず1点が車両の展示でございます。排水ポンプ車という車両を持ってきていただいて、その車両の展示、および国交省の業務内容の広報という形で聞いております。

次に、訓練に合わせまして、避難所開設訓練等々の実施でございますけれども、当日の水防訓練の実施場所等では、避難所開設訓練につきましては工法等をやらない予定でございます。また、避難所開設訓練は水防だけではなくて、地震のときも開設をいたします。一斉防災訓練等々のときに啓発または実施をしてまいりたいと考えております。

○たけうち委員長

国交省は昨年来たかどうか、わかりますか。

○富澤災害対策担当課長

昨年も参加をしております。

○たけうち委員長

ほかにご質疑は。

○いながわ副委員長

先ほど最初の説明を聞き漏らしてしまったのですが、毎年、去年もやられていると思うのですけれども、品川区の合同水防訓練というのは、昨年は品川区と、品川区内の消防団の水防訓練で、今回は第二方面だから大田区の消防団が入ってくるという認識でいいのかということと、逆に、大田区の第二方面の場合というのは、たしか大森ふるさとの浜辺公園でやっていたような気がするのですけれども、このときも品川区の人は、持ち回りのときはそっちに行っていらっしゃるのかの確認で、そのときに、品川区内の消防団の人たちが行っていたという認識がないので、おそらくこれは、合同で今回は持ち回りが品川区だから、やるということだと思えるのですけれども、それで大田区の方も来るという話なのですが、その辺を教えてください。

あと、先ほどもちらっと出たのが、これはあくまでも水防で、台風による高潮等に対する訓練だけれども、震災が起きたとき、もしかしたら津波も来るかもしれないから、それも想定した訓練という、書かれてはいないのですけれども、認識でいいのかと。特に、例えば荏原地区は、みんな暗渠になって

しまつて、川がないのです。そうなつてくると、もしかしたらマンホールの噴出防止工法というのが、暗渠の中を逆流してきた水でマンホールが噴き上がる可能性もあるという部分なのかもしれないですけども、そういう想定でマンホール噴出防止工法がここに入っているのかという確認だけ。

○富澤災害対策担当課長

まず、消防団の参加の件でございますけれども、昨年は大田区内で、第二消防方面という形で品川区内の消防署、大田区内の消防署、そこに消防団という形で、大田区で参加をいたしました。消防団員のほうは、実際は参加をしておりません。消防団長のみでございます。ですので、品川区の消防団長が大田区に行く。今回につきましては、品川区の消防団長プラス消防団員は参加をいたします。そのかわり大田区は、4つの消防団長がこちらに来て、見学をしていただくという流れでございます。

それと、工法につきまして、水防工法でございますけれども、委員ご指摘のとおり、荏原地区につきましては、特に河川はございません。それを踏まえまして、越水をして、どんどん浸水をしていった。または、地下の下水の処理能力をオーバーしたということで、オーバーフローをした。そこに対する水防工法ということで、実施をしていただく。ですので、メインとしては、積み土のうがまず1点ございます。これは越水を防止するものです。あとは、マンホールから噴き出してきたものを防止する工法。大きく分けて2つの工法を、今回やっていただく予定でございます。

○いながわ副委員長

ぜひ、この場ではなくてもいいのですが、いずれどこかで、荏原消防団は、おそらくライフジャケットも配られているし、吸い上げるポンプもあるのですけれども、あまり河川という認識がないので、その辺をしっかり品川区としても消防団に対して、こういう訓練もということを周知していただくということも必要になってくると思うので、できるときにやっていただきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、発言がないようですので、これで本件を終了いたします。

(7) 東京都高潮浸水想定区域図について

○たけうち委員長

次に、(7)東京都高潮浸水想定区域図についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古巻防災課長

それでは私から、東京都高潮浸水想定区域図につきまして、ご報告を申し上げます。

東京都は、平成27年5月の水防法の改正を踏まえまして、想定し得る最大規模の高潮からの避難体制等の充実・強化を目的といたしまして、平成30年3月30日に東京都高潮浸水想定区域図を公表いたしましたので、その概要についてご報告をするものでございます。

高潮といいますのは、ご存知とは思いますが、台風や発達した低気圧の通過に伴う海面の大きな上昇のことを指しまして、気圧低下によります吸い上げの効果、それから風による吹き寄せの効果が原因となって起こるものになります。また、この高潮と満潮が重なると、潮位がさらに高くなりまして、大きな被害が発生しやすくなるといったことがございます。資料については、東京都の公表資料の前に、区でつくりました概要の資料、A4片面刷りのものをご用意しておりますので、そちらからご覧ください。

まず、1、概要でございますけれども、(1) 目的、公表の目的になりますけれども、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性につきまして都民へ周知をいたしまして、対策につなげるということでございます。

その高潮の想定でございます。(2) でございますけれども、台風の規模につきましては、過去最大規模ということで、室戸台風級、気圧でいうと910hPaといったものを想定しております。それから、台風の進路でございますけれども、こちらは東京湾に最大の高潮を発生させる経路をシミュレーションしているという形です。加えまして、高潮と河川の洪水が同時に発生をする。またさらに、堤防等が決壊したり、排水施設の停止が発生するという、最悪のシナリオに基づいた想定になっております。

なお、東京都によりますと、この想定規模の台風が東京付近を通過する確率というのは、1,000年ないし5,000年に1度の割合ということでございます。東京都の発表資料は別紙としてお配りをしておりますけれども、1枚おめくりいただくと別紙1で、こちらは東京都の港湾局・建設局の連名で出されている3月30日付資料でございますけれども、こちらが記者発表資料になりますので、東京都が発表した内容がまとめられているものになります。

それに附属する形で、資料1から資料3が公表されている資料になります。まず資料1でございますけれども、こちらは浸水深、浸水の深さを地図上であらわした高潮浸水想定区域図であります。東京都の23区の部分になりますが、品川区の部分の部分が少し小さくて、細かいところまでよくわからない部分もでございますけれども、これが東京都で公表された資料になります。

また、資料2につきましては、1枚おめくりいただくと、オレンジ色のところが目立ちますけれども、これは浸水の継続時間をあらわしたのものになります。オレンジ色のところが浸水の継続時間が一番長くて、1週間以上という内容になっているものになります。

また、資料3につきましては、それぞれの想定区域図の作成にあたりましての前提条件でありますとか、先ほどちょっとお話しした台風の規模とか経路といったこととか、あとは留意事項ということで、幾つかシミュレーションの留意事項の記載があります。それから用語集ということで、先ほどもちょっと高潮のご説明をさせていただきましたけれども、高潮とは何かとか、そういったところの説明が資料としてつけられているものになっております。

資料は一旦、一番最初の資料にお戻りください。2番目、区への影響になります。真ん中のちょっと下になりますけれども、区への影響ですが、今回の想定では目黒川河口部の潮位が、大体APで4.88mに達するとなっております。これは資料3に書かれておりますけれども、こちらで目黒川の河口部でございますが、防潮堤の高さがAP4.6mで整備されておりますので、これを若干超えて水があふれるような形になります。この状況におきまして、区内の高潮浸水区域は約5.23km²、その際の最大浸水深は3m以上で、浸水継続時間が1週間以上にわたる地域もあるというような浸水の状態になっています。これは資料1、資料2から読み取れる中身でございます。

これを受けての区の対応でございますけれども、3番といたしまして、まず該当地域への周知を行ってまいります。都の公表資料ですとか報道内容だけからでは、なかなかわかりづらい部分もございまして、誤解のないように十分に説明をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、(2) でございますけれども、東京都や関係自治体の動向を注視しつつも、区としての具体的な対応について、今後検討してまいるという流れになるかと思っております。例えば地域防災計画での位置づけでありますとか、具体的な避難行動、避難情報等の伝達手段など、区のとるべき対策につきまして、今後具体化を進めていきたいということで考えているところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

該当地域への周知というのが重要かと思うのですけれども、先ほどの東京都の資料だけだと、確かに、幾ら拡大しても見えないというか、区として、品川区に関してもっと具体的な被害想定がわかるような資料というのは、区は持っているのか、伺いたいと思います。

該当する地域の防災協議会等へ周知を行うとありますけれども、もう少し具体的にどのような周知を行うのかを教えてくださいたいと思います。どなたがどのような方法で行うのか。

対策については、これから検討していくということなのですが、当然、周知した場合に、対策というのはどうすればいいのですかというふうに出てくると思うのですけれども、そこら辺は、周知をする中で不安なども聞いて、その方策を検討していく上での参考にしたりするのかどうか、そこら辺を教えてください。

○古巻防災課長

まず、周知でございますけれども、この想定図につきましては、確かに細かいところがなかなかわかりづらいということで、とはいっても、東京都から確定した、細かいといえますか、大きい図をまだ入手できていない状況です。わかりやすくご理解いただくためには、エリアが大きいものが必要になってくると思いますので、そういったところを今後、引き続き入手できるような形で進めていきたいと考えております。

周知の中身ですけれども、まず、東京都の発表しました今回公表の内容を十分にご説明する。具体的に言いますと、先ほども少し触れましたけれども、台風の規模でありますとか、想定された高潮の状況、どういったシナリオに基づいた想定なのかといったところを、誤解のないように伝える。どうしても図面だけ見ると、かなりセンセーショナルな捉え方をされてしまって、過度に心配されることがあるかと思っておりますけれども、想定は1,000年から5,000年に1度の規模だということで、だからといって安心して下さいということではないのですけれども、非常にレアなケースで最悪の状況、堤防が全部決壊してしまう、排水設備が全部とまってしまうといった最悪のシナリオに基づいた趣旨なのだということで、とはいえ、浸水する可能性があるというところは十分にご承知いただいた上で、過度に恐れることなく、正しくご理解いただくということを主題に、ご説明させていただきたいと考えております。

また、対策については、これは水防法の改正の趣旨もありますけれども、どちらかといいますとハード対策で、例えば5番、防潮堤の高さをかさ上げするとか、そういったことではなくて、ソフト対策、いかに避難行動に結びつけられるような周知ができるかといったところが主眼になってくると思いますので、区の対策としてはそういったところを、まず、どのエリアが、どういった被害が出るのかということを中心に分析いたしまして、周知の方法ですとか周知の内容について、それから避難勧告等の発表の基準といったものを中心に、今後検討を進めていくような形になろうかと思っております。

○安藤委員

となりますと、周知の内容や方法についても検討してからということなのですか。これはプレス発表もしているものなので、区民の方は、知っている人は知っていると思うのです。ですから、防災協議会というのが定期的に開かれているのかというのがわからないのですが、きちんと開いた上で、そこに区が参加をして、必要な資料も提出して、こっちで説明する必要があるのかなと思いますし、実際に住んでいる方が、こういう可能性もあるのだということを知った上で行動するかしないかというのは、全然

違うと思うのです。

確かに1,000年から5,000年という話がありますが、3・11というのはそれが来てしまったわけですから、そういう情報を知った上で行動していただくためには、防災協議会で周知を行えば、それで済むのかということ、そうでもないのかなど。該当地域の方々にも、最終的にはこういうこともあるのだということを知っていただくまで、品川区も努力する必要があるのかなと思うのですけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○古巻防災課長

周知の件ですけれども、これは東京都が地域に説明するということではありませんので、品川区防災課と河川下水道課で連携しまして、地域へ説明をするという形になります。

防災協議会については、定期的に行われている部分もございますけれども、そこに先立ちまして、主に協議会は、町会に主体のある防災区民組織のつながりが母体になっておりますので、地区の町会長の方でありますとか、そういった方に直接出向いてご説明をしていくといったスタイルでの説明を、まずは考えております。

また、広く区民の方に対しましては、もう少しわかりやすい資料といいたしでしょうか、例えばハザードマップをきちんと更新するでありますとか、先ほども少しお話ししましたけれども、避難の考え方をわかりやすくお知らせするような資料といったところを含めて、都の資料はちょっと専門的な部分も出てきますので、そこをもう少しわかりやすく、誤解のない形で伝えられるような、抽象的な言い方になってしまいますけれども、資料を作成したり、それに基づいた説明をしたりといったことをやっていきたいと考えているところです。

まずは地区の町会長を中心に、東京都の公表内容がどういったものなのかということの説明から入っていくという流れで考えているところです。

○たけうち委員長

ほかに。

○大沢委員

別紙1の3で、高潮浸水想定区域図の概要ということで、「浸水が想定される区」ということで載っておりますけれども、浸水で想定される被害については、例えばライフラインの被害とか、建物の被害とか、どのぐらいの人的被害が出るのか、これについてのものに関しては載っているのでしょうか。はじき出されているのでしょうか。

○持田河川下水道課長

こちらの想定につきましては、今、都から公表されております資料は、浸水の深さと継続時間ということでございまして、それに伴ってどうなるかという部分につきましては、資料としてはないという状態でございます。

○大沢委員

地震とか火災の場合ですと、その辺の人的被害とかというのは載っているのですが、これは作成しましたというのが3月30日付になってはいますが、これをもとに、ゆくゆくはシミュレートされる数値が出てくる可能性もあるということではないのでしょうか。

○持田河川下水道課長

今、東京都のこういった資料を総合して見ますと、浸水の深さ、昼間人口による被害の人口、また、どれぐらい浸水が継続するかというものを知らせて、それに応じて各区において、例えばハザードマッ

プをつくっていくとか、そういった取組みをするようにという形での対応となっております。被害額ですとか、被害の規模といいます部分につきましては、現段階では、今後それを都でつくっていくのかどうかというところにつきましては、区ではまだつかんでいないというところでございます。

○たけうち委員長

ほかに。

○筒井委員

こうした浸水ということが出されましたけれども、これに伴って、先ほどご説明いただいた品川区地域防災計画は、変更とか追加して記載するとかいうことは出てくるのでしょうか。

○古巻防災課長

今回の先ほど説明した公表の内容には、これが直接含まれるわけではありません。これに基づいた地域防災計画への掲載でありますとか、そういったことについては今後検討する。当然これは地域防災計画に位置づけをして、対策を進めていく必要があるものだと思いますので、地域防災計画に反映しますけれども、昨年度ということではなくて、本年度の修正の中で、こういった形で修正ができるかを考えていきたいと思っております。

○筒井委員

5,000年に1度ぐらいの確率だと言われておりますけれども、そういったことは、5,000年に1度ですけれども、自然災害ですから、地球環境の異常な事態が続いているということから見ると、急に起きてもおかしくないことだと思っております。

また、浸水継続時間というのを出されておりますけれども、ちょうど東品川とか沿岸部は、今、相当人口が増えてきておまして、1週間以上の浸水が続くとすると、かなり大量の避難される方も出てきますでしょうから、ぜひともそうした対策を行っていただきたいと考えております。

また、先ほど町会長の方々とお話をされるということなのですが、町会長の方々だけにお話されても、そこに住まれている全区民の方に伝え切れるものではないので、適切な時期を見て、そうしたタイミングをはかって、ぜひとも周知を広く行っていただきたいと考えておりますけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○古巻防災課長

住民への周知につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたけれども、きちんとわかりやすく資料を作成いたしました上で、きちんと周知できるように準備はしていきたいと思っております。具体的な行動、こういった避難をすればいいのかとか、このあたりは先ほど委員からご指摘いただきましたけれども、浸水継続時間が長く続くという想定、これは排水をする設備が全部壊れてしまったという想定で、なかなか排水が進まないということで、浸水時間が継続するという内容でございますけれども、そういったことも想定をしつつ、避難の仕方でありまして、情報の収集の仕方といったことをお伝えしていけるように、具体的に進めてまいりたいと思っております。

○横山委員

18ページの「今後の取組について」というところで、「各区においては、高潮ハザードマップの作成に取り組むこととなります」という記載があります。先ほどからハザードマップという言葉がご答弁の中に出ているのですが、品川区浸水ハザードマップと、新たに都で出てきた高潮の浸水想定区域図というあたりの関係性というか、位置づけですとか、今後こういった形になっていくのかというのが、もしわかりましたら教えていただけたらと思います。

○古巻防災課長

まず、浸水ハザードマップでございますけれども、現在これは東京都で発表されたものに基づいて、品川区でつくっておりますけれども、過去の水害があった部分等の地域の表示ですとか、そういったところ、いわゆる目黒川の氾濫ですとか、立会川の氾濫といったところが主体になってつくられている浸水ハザードマップになりますので、高潮と想定の中身が少し違うということで、まだ具体的に検討の以前の話なので、おそらくという話になりますけれども、高潮のハザードマップにつきましては別の扱いで、高潮の場合はという内容でのハザードマップの作成、別のものとしてつくっていく形になると思います。

○横山委員

例えば、今回の東京都の想定ですと、台風ということなのですけれども、立会川ですとか目黒川といったところとか、台風の場合だと両方というか、複合的にいろいろな条件というのが発生してくるかと思しますので、別々に作成していただいて、わかりやすく、また総合的に区民の方が判断していただけるような形を、今後検討していただいて、考えていただけたらと思います。要望でございます。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

○西本委員

先ほども出ていましたけれども、資料の中では、品川区がどこまで被害があるのかわかりにくいので、それはぜひ、編集できるのであれば編集してほしいと思っております。これは要望です。

これを防災協議会に周知となっているのですが、1,000年から5,000年に1回というものに対して、どこまで公表すべきなのかということだと思っております。その説明は非常に難しいかなと。それと、防災計画が今回変えられて、今後反映するかどうかということになるのでしょうかけれども、根本的に変えなければいけない部分が出てくるのではないかと思うのです。

なので、周知するのはいいのでしょうかけれども、ただ、本当に必要なかと正直感じるのです。はっきりとこちらの態度を示していかないと、例えばこういう想定があるので、それに対しては対応をきちんと考えていきますと言うのか、1,000年とか5,000年に1度だから参考程度に聞いてくださいと言うのか、それぞれ全然捉え方も変わってくると思うのです。なるべく部署の中での統一見解というのは、しっかりしていかなければいけないだろうと私は感じますので、それをどうされるのか。

あと、これは東京都の中で、別紙1の裏側に、「2020年に向けた実行プラン」事業になっているのです。セーフシティの政策の柱1という形の位置づけになっているのです。2020年に向けてというのは、オリパラの関係になってくるのか、よくわからないのですけれども、どうも東京都の出されているこの想定図というのは、非常に無責任な言い方をしているのではないかと強く感じるのです。ここまで出してくるのであれば、では東京都としてどうしていくのか、各自治体では公表することになりますみたいなことが書いてありますけれども、これは自治体に丸投げされても困るわけですね。

東京都が何を思ってこれを出そうとしているのか、例えば整備にお金を出すとされているのか、そこから辺の関係というのは、どういうふうになっているのでしょうか。わかる範囲でお願いしたいのですが。

○古巻防災課長

公表の内容ということでは、既に今日お配りしている別紙の事業と、これは東京都で公表してしまっているものになりますので、まずはこれに関して、きちんとした説明をしていく。ただ、それは住民に対して広くというよりは、地域の重立った方について、地域の状況、例えば目黒川の流域の方について

は、どういう状況で目黒川に高潮の影響が出るのかとか、そういったところをきちんと東京都の資料に基づきまして誤解のないようにご説明していく。1,000年から5,000年に1度で、過度に心配される必要はないけれども、ただ、東京都からの報告ですから、それに基づいて、区として対策を一定進めていく考えはありますので、そういったところを説明していきたいと思います。

東京都は、これは水防法の定めに応じた公表という形でございますので、都が国の法律の改正に伴った公表をしているという状況であります。それを受けまして、区としてできることについては、今後検討していくということになりますし、まるきり何もしないということではなく、区としてきちんと分析をしまして、対策を考えていきたいと思っておりますけれども、「正しく恐れる」とよく言われますが、そういった中身で、きちんとした理解が進むような説明をしていきたいと考えております。

○西本委員

東京都の立場として、水防法改正に伴ってということとはわからないではないのですが、東京都が公表したので品川区でということなのでしょうが、逆にこれはどういう意味なのかという、反論までいかなくても、説明を求めるとかという関係性はないのでしょうか。私からすると、調べました、危険です、でも1,000年から5,000年に1度です、その判断は各自治体に任せますという感じにしかとられないのです。それは言いっ放しです。では東京都は、これをもって何を示していきたいのですかというのを、品川区からもしっかりと追及していかないと、非常に混乱すると思うのです。

せっかく防災計画も1年かけて、いろいろ計画を立ててやっている中で、これも加えなければいけない、あれも加えなければいけない、でもそれは1,000年から5,000年に1度なのでという形です。それよりも、現実的に今、高潮があったときに、このぐらいになったらここまで浸水します、それを解消するために、こうやっていきますという具体的なもの、頻度の高い方向から積み上げていくというほうが現実的だし、やらなければいけないことだと思うのです。それを、東京都が言ったからとかと言われても、ああそうですかと、どう説明できるのかという不安があるのですが、いかがですか。

○古巻防災課長

東京都、それから区、それぞれ立場がありまして、東京都は東京都で、今回想定公表にあわせまして、例えば公表資料にありますとおり、「今後、高潮の特別警戒水位の設定に取り組む」ということも、具体的などころでは書かれておりますし、先ほども少しご指摘のあった被害の想定なども、一定はある程度考えていくのかとは思っています。

当然、都・区はこれで連携して、事業といいましょうか、いろいろ情報共有をしておりますので、区から東京都に対しての意見というか、さまざまな情報提供の要請をしたりとか、そういったところは窓口を持っておりますので、そこは東京都と共有しながら、正しく情報が伝わるような取組みを進めていきたいと思っております。

今回公表した内容につきましては、かなりレアなケースということでございますけれども、当然毎年台風はやってくるわけで、それに伴っての具体的な今後の高潮対策といったところは、当然今回の公表資料をもとにということだけではなくて、より現実的な形での対応ということも、今後また考えていく必要はあるかと思っておりますので、これはこれでやりますけれども、今回の東京都の公表の情報がありますが、それも含めて、高潮といったものに対する対策については、総合的に考えて進めていきたいと考えております。

○持田河川下水道課長

高潮の規模でございますが、今回の想定区域図というのは既存の堤防を上回るような高潮ということ

で、既存の堤防があったとしても、これだけの被害になってしまうということでございます。先ほど委員が言われましたように、実際に高潮のときにこれが使えるのかということ、この規模というのは相当大的な規模、堤防を超える規模でございますので、今、防災課長が申し上げましたが、実際の高潮、通常想定されるような高潮のときに、どのような体制がとれるかということにつきましては、各所管で協力しながら、そういった部分については検討していきたいと思っております。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

○いながわ副委員長

どちらにしても、オリンピックを契機に、こうしたハザードマップをつくらうとあって、おそらくこれができ上がったことですので、どういう形で品川区が運用していくかは、今後の話になってくると思うのですが、それは、さっきも言ったように確率の問題なので、地震と高潮とがこういうふうになるのも否定はできない。なかなかそういうのは想定しないみたいなことが書いてありますけれども、それは想定に入れて、しっかり品川区としての対策を考えていく。

おそらくこの近隣の人たちは、津波に関してはいろいろとハザードマップはつくられているのですが、津波と高潮というのはおそらく違うのでしょうか。それはそれで、しっかりデータとしてあったほうがいいのではないかと思うので、それはしっかりやっていただきたいと思っております。

あと、これを見ていると、水際の部分は大井埠頭と品川埠頭ではないですか。基本的に品川区は多少、0.5m以上1m未満とか、まだそんなに浸水の被害はないのですけれども、少なくとも大井埠頭も品川埠頭も品川区内、もっと言うのであれば、東八潮も品川区内であって、おそらくこの辺は港湾局が管轄しているわけです。そこを品川区は見ない、見ていない。何かあったときに、報告だけという感覚なのか、こんな高潮があったときには、どういう連絡体制になるのかということのを教えていただきたい。

○古巻防災課長

連絡体制でございますけれども、高潮の関係の連絡体制については、今後具体的にしていく必要があるかと思っております。当然、台風とか大きな低気圧による影響になりますので、地震のように突然起こるものではないということが前提でありますので、事前にきちんと、高潮の起こりそうな状況ということを情報共有していくということが、まずは大事なのかなと。

それに備えて、例えば気圧が何hPaぐらいで高潮が想定されるということで、気象庁から警報が出たりとかいうことになると思っておりますので、そういった警報を受けて、区民に対してであったりとか、また港湾部については今後、防災行政無線の新設も考えておりますので、そういったものを使いながら伝えていくといったことも、1つの手段かと思っております。

○いながわ副委員長

イメージ的に、品川埠頭とか東八潮とかというのは、東京都港湾局が管轄をしているというイメージがあって、そこで、例えば大井埠頭のことについて、いろいろな議論、質問はされていると思います。何となく、「港湾局が管理していますから」という答弁を、よくよくいただいていたような記憶があったので、あえて質問させていただいたのですけれども、その辺はぜひ、もし港湾局がそこを管理して、高潮が今、こういう状況ですというのは、品川区の水防本部といいますか、災対本部にしっかりと連携ができる体制を構築していただきたいという部分が、これからになると思うのですけれども。

これはオリンピックに向けての、東京都は安心ですという部分で、こういうのを多分つくったと思うのですけれども、まさに東八潮というのはビーチバレーボールの会場にもなるし、品川区と全く関係な

くはなくて、品川区なわけですから、その辺はしっかり連携をとっていただきたいと。東京都でおさめてしまうのではなく、同時に品川区にも現状の報告とかが入るような体制を、品川区から東京都に対して要望を出すなりなんなりを、積極的にやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○たけうち委員長

ほか、よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、これで本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○たけうち委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○東野まちづくり立体化担当課長

それでは私から、中央新幹線品川・名古屋間の大深度地下使用認可申請に関する説明会の開催につきまして、ご報告いたします。お手元の資料またはクラウド上の資料3-1の1枚目をご覧ください。

東海旅客鉄道株式会社（以下、JR東海と称します）では、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条の規定に基づきまして、中央新幹線品川・名古屋間に係る大深度地下使用につきまして、平成30年3月20日に、国土交通大臣に認可申請を行ってございます。

大深度地下とは、同法に定められた通常利用されない深さの地下空間をいいます。具体的には、地下40mより深い範囲、または基礎ぐい等の支持地盤の上面から10mより深い範囲について、いずれか深いほうの深さの範囲と定義されており、公共の用に使用できるとされています。都市部の大深度地下につきましては、同法に基づき使用認可申請を行い、国土交通大臣の使用認可を受けて事業が進められます。

同法第19条に基づきまして、JR東海により、都内では5カ所の会場で、沿線の住民を対象に使用申請等の説明会が行われます。そのうち品川区では、平成30年5月10日木曜日の18時30分より、きゅりあん8階大ホールでの開催の予定となっております。説明会の区民への周知につきましては、広報しながわ4月1日号のほか、JR東海ホームページにより行われております。また、この資料と同じ内容のお知らせチラシを3月中旬から下旬に、区内沿線の14町会へ回覧を依頼していると聞いております。

1枚おめくりいただきまして、使用認可申請の概要です。こちらはJR東海ホームページに掲載されているものでございます。全体の利用計画のうち、首都圏の事業区域①延長33.3km、および中部圏の事業区域②延長17kmの2区間におきましては、使用認可申請が行われております。

次のページは事業区域を拡大したものでございます。一番下にございます米印ですが、同法第20条で規定する手続に基づきまして、公告縦覧につきましては国土交通大臣から使用認可申請書等が品川区を含む関係区市に送付された後、各区市において公告縦覧を行うものでございます。おおよそ5月中旬から下旬を予定しております。

なお、大深度地下使用認可申請に関する詳細につきましては、JR東海開催の説明会での説明資料を入手次第、委員の皆様にお渡しさせていただきます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について何かご確認等はございますでしょうか。

○安藤委員

品川区を斜めに縦断する計画なので、結構関心というか、影響も大きいと思うのです。大深度地下による区民への影響というのは、現時点では品川区というのは、どう考えて捉えているのでしょうか。また、これまでそういったことに関して、JRからどのような説明があったのかというのが第1点です。

もう一つは、大深度地下トンネルの真上に当たるところというのは、特に丁寧に説明しないとイケないのではないかと考えていまして、JR東海にポスティングを、地下の真上のところには要請すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。JRがしないと言っているのであれば、しょうがないから区でも行う必要があるのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○東野まちづくり立体化担当課長

大深度地下の使用につきましては、法に定められているところを考えますと、品川区への影響というのは、ほぼないものと推測されます。JR東海からも、そのような説明を受けているところがございます。大深度地下使用認可申請につきましては、事前に井戸の調査というものをJR東海で行っておりまして、それには当たらないという報告をJR東海から受けているものでございます。

それから、真上の方に、特に丁寧にポスティング等というお話でございますが、区といたしましては区報を通じまして、広く住民への周知を行っているというところで解釈をしております。またJR東海も、先ほどもお話ししました町会への回覧等を通じまして、広く住民へお知らせをしているというところでございます。

○安藤委員

JR東海には、回覧だけではなくて、井戸のときにアンケートをやっていましたよね。どこに通るかというのは把握しているわけですから、もし該当するお宅があれば、ポスティングを区から要請していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。要請していただけないかという質問です。

それと、影響については、ほぼないと考えているということですが、説明会でも聞きたいとは思っているのですけれども、大深度地下を利用している上の土地売買の影響がないのかという心配が出ているのですけれども、そこに関してはないのですか。その下を通っているということがあれば、売るときに何か言わなくてはいけないとか、そういった影響というのはないのでしょうか。

○東野まちづくり立体化担当課長

JR東海へのポスティングの要請なのですけれども、現在もうこの時期に来ているというところもございまして、区から改めてポスティングを要請する必要はないかと思っております。

それから、土地売買への影響ということですが、法に基づき、国土交通大臣に対しての認可申請を行っているこれらが、きちんと認可という形になった場合につきましては、土地売買への影響はないものと考えられます。具体的にはJR東海から説明会で説明があるものと思われまして。

○安藤委員

そうですね。ポスティングの件ですが、別にやるかやらないかはJR東海が決めることなので、影響ないとおっしゃいますけれども、万が一、百歩譲ってなかったとしても、自分の家の下を歩いてくということになるわけですから、やはりいろいろな不安ですとか、心配するのは当たり前だと思うので、JR東海には、せめて区から、区民のそういった不安を払拭したいという区の立場で、区としてポスティング要請をしてほしいのですけれども、必要ないということなのですが、私は必要あると思うのです。ぜひやっていただきたい、要請ぐらひはしていただきたいと思っておりますけれども、もう一度お願いして伺います。

○東野まちづくり立体化担当課長

委員のおっしゃることは、よくわかります。実際に区民の皆様の中から、そういう不安の声が出ているということも、情報としては入っております。ただ、今回、沿線の皆様への周知ということにつきましては、JR東海のご判断になろうかというところで考えているところでございます。

○たけうち委員長

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、以上で本件を終了します。

ほかに、その他で何かありますでしょうか。

○森住宅課長

私からは、平成30年5月都営住宅入居者募集について、口頭にて説明をさせていただきます。

入居者募集の報告につきましては、資料を配付した上で説明させていただいておりますが、募集開始まで建設委員会の開催予定がないこと、および現時点での募集内容の詳細の情報がないことから、口頭での説明とさせていただきます。

まず、募集内容ですが、都営住宅の世帯向け・単身者向け住宅等の募集となります。申込みの配布期間は平成30年5月7日月曜日から、5月15日火曜日までとなっております。お知らせにつきましては、5月1日号の広報しながわ、広報東京都、あるいは区のホームページでのお知らせを予定しております。募集冊子につきましては、募集開始日となります5月7日に、区議会事務局を通じて皆様に配付させていただきます予定です。

○たけうち委員長

ただいまの説明に、何かご確認等はございますでしょうか。

○安藤委員

今、口頭でご説明いただいたのですが、今いただいたようなご説明であっても、ペーパーとして報告があったような気がするのですが、その説明だと、今回なぜそれが口頭説明、その他になったのかというのがわからなかったもので、もう一度、ぜひ説明してください。

○森住宅課長

昨年の9月の建設委員会でも、同様に口頭でご説明させていただいた経緯がございます。また、プレス発表されるのが4月20日の午後2時となっております。先日、平成30年の2月に報告しました都営住宅の募集案内も、裏面に5月の募集の予定と載っているのですがけれども、この情報程度しか、区としては持ち合わせておりませんので、今回ご報告としては口頭で行わせていただきました。

○安藤委員

前日もそうだったということですが、その前ぐらいまでは、そういうことはなかったと思うのです。ですから、きちんと従来どおりの丁寧な報告にさせていただきたいと思っておりますので、ぜひそれは今後、改善をしていただきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、以上で本件を終了します。

ほかにその他でございますか。

○持田河川下水道課長

引き続き、その他といたしまして私から、目黒川安全航行啓発イベントの実施結果につきまして、口

頭にて報告させていただきます。

目黒川の航行マナーを向上させることを目的に、3月31日、4月1日の2日間にわたりまして、目黒川安全航行啓発イベントを実施いたしました。当日は目黒川の河口部におきまして、目黒川航行マナー向上委員会の船、水上バイクの安全航行を推進するTPSPという団体の水上バイク、またイベントに協力していただいております警視庁や海上保安庁東京海上保安部の船によりまして、啓発活動が行われました。事前申請のチェックですとか、安全に対する呼びかけといったものを行いました。

実施結果でございますが、このような活動によりまして、どの船も目黒川の河口部で一旦速度を落として、目黒川を徐行するといった状況が確認できたところでございます。しかしながら、1件でございますが、目黒川に入ってからスピードを上げた水上バイクというのがございまして、先ほどのTPSPという団体の者が注意に入りまして、目黒川の外に誘導したといった報告を1つ受けているところでございます。

なお、イベント期間中でございますが、目黒川の河口部を通過した船の数につきましては243隻、事前申請のない船は50隻だったということでございます。

○たけうち委員長

ただいまの説明に、何かご確認等はございますでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で本件を終了いたします。

次に、その他で何かございますでしょうか。

○富澤災害対策担当課長

私からは、Jアラートによる全国一斉緊急情報伝達の実施につきまして、資料をもとにご報告させていただきます。

この訓練は、国からの通知に基づき、Jアラートで送られてくる緊急情報を、防災行政無線などを通じて、全国一斉に情報伝達訓練を実施するものでございます。

2の実施日時でございますが、平成30年5月16日水曜日の午前11時ごろに実施をされます。

3の放送内容につきましては、まずチャイムが鳴りまして、続いて、「これはJアラートのテストです」と3回繰り返した後に、「こちらは品川区役所です」とアナウンスが1回流れ、チャイムが鳴って終了という流れでございます。

4の放送場所でございますが、区内では、区内135カ所に設置してある防災行政無線や、戸別受信機などを通じまして、訓練放送が流れるものでございます。

5の広報でございますが、町会の掲示板への掲示や、広報しながら、区ホームページなどを通じまして、区民の皆様にお伝えをしております。

6の今後の予定でございますけれども、国からの通知により、年間の訓練回数を増やし、機器の不具合解消などを図るため、平成30年度からは四半期ごとに訓練を実施することとなりました。このため、今回の5月の訓練に加え、8月29日、11月21日、翌年の2月20日に実施する予定でございます。

○たけうち委員長

ただいまの説明に関しまして、何かご確認等はございますでしょうか。

○安藤委員

回数を増やすということなのですが、その理由が聞き取りにくかったので、なぜなのかというのと、あわせまして、訓練の日時とか回数や内容というのは、国が全部具体化をして、それをある意味、有無もなく、品川区が実行するというようなシステムになっているのでしょうか。伺います。

○富澤災害対策担当課長

今回の訓練の実施を四半期ごとにするという内容の趣旨でございますけれども、情報伝達訓練の不具合が全国各地で発生をしていると。参考までですけれども、消防庁から出ております今年3月14日に実施をしました訓練の結果でございます。参加団体が1,644市町村ございました。そのうち、不具合が発生したのが15市町村。これを解消に向けてということで、訓練回数を増やすものでございます。

あと、訓練の内容でございますけれども、これは国からの通知に基づいて、四半期ごとに実施をしてくださいという内容でございます。また、伝達の内容につきましても、国から示されている内容を放送するというものでございます。

○安藤委員

では、日時や内容については、区としては一切、独自の判断はできないということなのかという確認をしたいのと、冒頭に幹部職員の人事異動の報告がありましたけれども、関連して、今回新しい担当だと思っておりますけれども、国民保護担当主査を自衛隊から招いたということで、これはこういった訓練とかかわってくると思っておりますけれども、新しい主査が自衛隊から見えた具体的な理由について、もし区としての考えがあれば、部長もいらっしゃいますので、伺えたらと思います。

○富澤災害対策担当課長

まず、訓練放送の内容でございますけれども、こちらはJアラートというシステムを使いまして、国から流れるものでございます。区としては、その訓練放送を区内の防災行政無線が、不具合が発生せずに、適切に動くのか、それを確認するための訓練でございます。ですので、一方的に流れてくるものを、そのまま防災行政無線を通じて、区民の皆様にお知らせするという内容の訓練でございます。

あと、国民保護担当という新たな担当ができました。この国民保護担当につきましては、国民保護計画というのが策定されております。これが策定から5年がたっておりますので、内容、国の変更もございまして、都の内容の変更もございまして、この内容を踏まえまして、区の内容につきまして変えていこうというところで、国民保護担当2名が配置になっておりまして、今年度、また来年度に向けて、事務をやっていただく予定でございます。

○たけうち委員長

安藤委員、あまり関連しないところはやめてください。

○安藤委員

答弁は関連してはございますけれども。

○たけうち委員長

ご意見は自由に。

○安藤委員

2名ということですが、主査を別に自衛隊から招かなくてもいいと思うのですが、自衛隊からあえて招くというのは、きちんとここを重視したいとか、何か理由があるからではないかと。その理由について伺ったので、もしあれば伺います。

○藤田防災まちづくり部長

さまざまな観点から評価していかなければいけないということで、区として総合的な観点から、そういう形での配置を考えたということでございます。

○安藤委員

ある意味、全部総合的な観点から人事は行われると思うので、総合的というのは、もう少し聞かせて

いただけると。ちょっとわからないのです。

○藤田防災まちづくり部長

総合的という言葉に尽きると私は思っていますが、そこの中でも、やはりさまざまな経験というもの、1つの計画といいますか、判断の中の材料の1つだと考えてございます。あくまでも総合的な判断の中でのことでございます。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかはないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかになにかございますか。

ないようですので、私から1点ご案内いたします。

去る2月23日の委員長会において、議長より、来期の各常任委員会における所管事務調査の調査項目を決定する上で参考となるよう、所管事務調査のまとめ、もしくは現況報告を提出してほしい旨の依頼がありました。

本委員会におきましても、これまで取り組んでまいりました「防災対策について」、および「環境対策について」、それぞれ調査・研究を行い、また、これに関連して行政視察も行ってまいりましたので、議長からの依頼のとおり、活動の現況を報告してまいりたいと考えております。

こちらの文面につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

ありがとうございます。何か異議ありそうな感じがしますが、大丈夫ですか。

それでは、そのように報告させていただきます。

議長に報告する文面につきましては、後日皆様にもお配りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後4時32分閉会